

まえがき

平成23年3月11日午後2時46分、東北地方太平洋沖を震源とするマグニチュード9.0最大震度7の観測史上最大の地震が発生し、大津波を伴い、東日本において未曾有の被害をもたらしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災地の復旧・復興を心から願っております。

今回の大震災では、本県においても建物損壊を始め、鉄道の停止、道路の渋滞等大きな混乱を生じました。現在も、災害に対する不安、放射性物質拡散への懸念など、私たちの生活全般に大きな影響が及んでいます。

秋田県の調査によると3海域連動によるマグニチュード8.7の地震による大津波も想定されており、昭和59年5月26日に発生し、多くの尊い生命と財産を奪った日本海中部地震はもちろん、東日本大震災から私たちは多くのことを学び、今後の災害に対し十分な備えをしなければなりません。

こうした中、秋田県教育委員会では、平成24年度より、「防災教育推進委員会」を設置するとともに、有識者や関係機関の協力を得て、研修の充実・情報の充実・地域連携の充実を大きな3本の柱とした新しい防災教育への取組を進めてまいりました。

昨年度に引き続き、今年度も取組をまとめた防災教育実践事例集を作成いたしました。本事例集は、学校における地域と連携した防災教育の具体的な進め方や外部指導者を活用した防災教育の実施状況など、学校や地域の実態に応じた実効性のある内容が紹介されております。

各学校においては、本事例集を活用し、地域と連携した防災教育の充実及び幼児児童生徒・教職員の「防災対応力」の育成を図っていただきますようお願いいたします。

おわりに、防災教育実践事例集の掲載にあたり、御協力いただきました関係各位に対し、心より御礼申し上げます。

平成27年3月

秋田県教育庁保健体育課
課長 越後谷 真悦

趣旨

公教育において児童生徒等が安全で安心な環境で学習生活等に励むことができるようにすることは不可欠なものであることから、各学校における事件、事故あるいは災害に対する、児童生徒等の安全の確保が的確になされるよう教育活動全体を通じた「学校安全推進事業」を展開する。

学校安全体制の整備に向けて

学校安全教育指導者研修会・・・学校安全体制の整備に向けて

災害安全関連事業

防災教育指導者研修会

防災教育外部指導者派遣事業

防災キャンプ推進事業

防災教育推進委員会 (年2回：有識者・関係機関等)

防災教育年間指導計画

防災学習館活用支援事業

防災教育実践事例集

防災教育学校訪問

地域連携モデル地域事業

各種研修会へ派遣

生活安全

生活安全教育指導者研修会

地域ぐるみの学校安全体制整備事業

スクールガードリーダー活動支援事業

安全管理

(対人・対物管理)

安全教育

(安全学習・安全指導)

組織活動

(研修含む)

「学校安全計画・危機管理マニュアル」
の作成・見直し

交通安全

交通安全指導者研修会

通学路安全推進事業

体験活動推進プロジェクト 防災キャンプ推進事業

大館市防災キャンプ推進事業

大館市

【事業のポイント】

- 学校を避難所とした生活体験を実施。
- 防災教育プログラムの実施。
- 児童、保護者、地域住民等の参加。
- 小学校、PTA、地域委員会、学校後援会、地域住民、まちづくり協議会等で構成する、企画運営委員会を組織。
- 日本赤十字社、社会福祉協議会、消防機関、町内会、婦人会、地域住民などの協力を得て実施。



矢立小学校防災キャンプ

1. 企画

(1) 事業実施の背景

東日本大震災を受け、非常時には瞬時に適切な対応をとることが求められるため、必要な技術や知識を習得する体験活動の場が必要である。

東日本大震災では、多くの被災者が長期間、避難所での共同生活を送る事態となったことを踏まえ、避難所体験、野外炊飯などの非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。

非常時にどのような行動をとるべきかを体験的に学ぶ機会になるとともに、親子や地域住民などが協働して取り組むことにより、非常時も共に助け合うことのできる地域の絆づくりと防災意識の高揚につながる。

(2) ねらい

- ①大災害が発生したときに、自分の身は自分で守る、共に助け合うことを学び、必要な技術や知識を習得する。
- ②市の教育の根幹に据えている「おおだてふるさと・キャリア教育」の一環としても、地域の方々との触れ合いの中で、地域で『生きる』ことを学び、地域の一員としての自覚をもつようにする。
- ③避難所体験を地域全体で取り組むことを通し、地域住民の絆を深め、防災意識の高揚を図る。

2. 事業概要

(1) 運営体制

2校とも、日本赤十字社秋田県支部大館市地区、大館市消防本部、大館市老人クラブ連合会、各町内会、婦人会等の協力のもと地域住民の参画を得て実施した。

・大館市立城西小学校：地域の代表としてPTA、地域委員会、学校運営委員会を中心に企画運営し、体育館で宿泊、避難所体験をした。楽しみながら防災学習を行った。

(宿泊児童は6年生のみ)

・大館市立矢立小学校：地域の代表として地域委員会、学校運営委員会、地区町内会連絡協議会、地区婦人会を中心に企画運営を進め、体育館で宿泊、避難所体験をした。楽しみながら防災学習を行った。

(2) 開催実績

月 日	内 容
5月16日～	事業日程の調整及び運営体制の検討(2校)
7月8日	大館市立城西小学校防災キャンプ第1回企画運営委員会(大館市教育委員会)
8月20日	大館市立矢立小学校防災キャンプ第1回企画運営委員会(大館市教育委員会)
8月29～30日	大館市立矢立小学校防災キャンプ(大館市教育委員会)
10月1日	大館市立城西小学校防災キャンプ第2回企画運営委員会(大館市教育委員会)
10月9日	大館市立矢立小学校防災キャンプ第2回企画運営委員会(活動総括)
10月17～18日	大館市立城西小学校防災キャンプ(大館市教育委員会)
11月6日	大館市立城西小学校防災キャンプ第3回企画運営委員会(活動総括)

3. 防災キャンプ実施概要

(1) 活動名: 矢立小防災キャンプ

活動趣旨: 自分の身は自分で守り、地域の方々と協力しながら避難所となる学校体育館で宿泊し、災害・防災についての学びなどの防災教育プログラムを取り入れることにより防災意識の高揚を図るとともに地域全体で取り組むことをとおし、地域住民の絆を深める。

実施日: 平成26年8月29日(金)～平成26年8月30日(土)

実施場所: 大館市立矢立小学校

参加範囲: 大館市立矢立小学校児童及びその保護者と地域住民

参加人数: 115人(矢立小学校児童48名・保護者30名・地域住民26名・職員11名)

(2) 活動名: 城西小防災キャンプ

活動趣旨: 自分の身は自分で守る大切さを学んだり、地域の方々と関わりながらの避難所運営を通して、非常時の実践力を高めたりして、防災意識の高揚を図るとともに地域住民の絆を深める。

実施日: 平成26年10月17日(金)～平成26年10月18日(土)

実施場所: 大館市立城西小学校

参加範囲: 大館市立城西小学校6年生児童及びその保護者と地域住民

参加人数: 117人(城西小学校児童45名・保護者38名・地域住民30名・職員4名)

4. 普及啓発の実施概要

(1) 研修会での成果報告

研修会名 平成26年度「防災教育指導者研修会」

実施期日 平成26年11月20日(木)

実施場所 秋田県総合教育センター

参加人数 282人

対象 保育所・幼稚園、小学校の教諭、市町村教育委員会防災教育担当職員等

プログラム 13:30～「防災キャンプ推進事業」成果報告

(2) 秋田県ホームページに平成26年度の本県防災教育の取組をまとめた「防災教育実践事例集」を掲載する際、「防災キャンプ」の取組事例を取り上げ普及啓発を図る。

5. 成果と課題

(1) 事業成果

①自分の身は自分で守り、共に助け合うことの大切さを学ぶことができた。

②地域で『生きる』ことを学び、地域の一員としての自覚を持つきっかけとなった。

③地域住民の絆が深まり、学校を含む地域全体の防災意識の高揚がみられた。

(2) 事業運営上の課題・留意点

①避難所を想定した学校備蓄品の必要性。

②学校が避難所となった場合の学校・地域・関係各機関の役割の明確化と非常時の運営体制の整備。

③学校・家庭・地域が一体となった継続的な避難訓練などの実施と地域全体の防災教育の推進。

特に、②では、学校が避難所となった際の役割分担を明確にし、避難所運営の主体、学校開放の範囲、学校機能を維持しながらの避難所運営への協力体制などを踏まえた訓練が求められていると言える。

(3) その他

特になし

6. 団体プロフィール

大館市教育委員会

〒018-3595

秋田県大館市早口字上野43番地1

TEL:0186-43-7111 FAX:0186-54-6100

URL: <http://www.city.odate.akita.jp/kyouiku/top.html>

【担当】

生涯学習課

〒017-0822

秋田県大館市字桜町南45番地1(中央公民館内) TEL:0186-43-7113 FAX:0186-43-3536

体験活動推進プロジェクト 防災キャンプ推進事業

北秋田市防災キャンプ推進事業

北秋田市教育委員会(生涯学習課)

【事業のポイント】

- 「もし、学校が『避難場所』になったら!」を想定する。
- 学校+保護者+地域+行政=地域ぐるみの防災意識の高揚を図る。
- 子どもたちの防災活動体験をととして、住民との実際の避難所開設に役立てる。
- プロの大人(自衛隊、日赤秋田県支部)から学ぶ。
- 3.11での教訓を、講話をととして学ぶ。
- 地域住民とのコミュニケーションを深める。



救助活動に使用する「野外炊具1号車」の説明を受ける

1. 企画

(1) 事業実施の背景

- 活力ある地域コミュニティの核となる学校を目指す「学校支援地域本部事業」の事業方針も取り入れ、千葉県秋津市の防災キャンプをモデルに体験活動をととした「防災教育」の一環として取り組む。
- 市役所や消防署の協力を得ながら実際の場面を想定した地域ぐるみの訓練も兼ね、防災意識を高める。
- 組織体制づくりも要素に入れ、「実行委員会」組織を立ち上げ、今後の活動に活かす。

(2) ねらい

実際に仙台市であったように、3.11の大災害が発生した際、市役所が救援に向かえず「学校」が避難所になった例を想定し、児童、生徒、地域住民の初動体制を確認するとともに、避難所ではどんな生活になるか、また、何をすべきかを防災キャンプをととして体験する。
特に、住民と一緒に「避難所」を開設することにより、お互いに助け合うことや必要な防災意識を学びながら、地域住民とのコミュニケーションを深める。また、自衛隊第21普通科連隊や日赤秋田県支部の協力を得ることにより、非常時の実践力を高め、防災意識の高揚を図る。

2. 事業概要

(1) 運営体制

- ①PTA、地区婦人会、日赤秋田県支部、北秋田市役所総務課防災担当、北秋田市消防本部、自治会、公民館の協力のもと実施する。
- ②PTA会員や自治会、公民館等を中心とした「実行委員会組織」を中心に、地域と子どもたちのコミュニケーションを深めながら、防災体験をととして絆を深めるとともに、特に、父親参画事業として、次年度以降に引き継がれるような取り組みを図る。

月	日	内 容
6月2日		米内沢小学校: 第1回学校支援地域本部事業協議会において事業説明
6月9日		綴子小学校 : 第1回防災キャンプ実行委員会
7月1日		第1回北秋田市防災キャンプ企画運営委員会
7月7日		米内沢小学校: 第1回防災キャンプ実行委員会 *PTA防災キャンプ打ち合わせ
7月14日		米内沢小学校: 第2回防災キャンプ実行委員会
7月23日		綴子小学校 : PTA防災キャンプ実行委員会
7月26日～27日		米内沢小学校防災キャンプ
8月27日		綴子小学校: 第2回防災キャンプ実行委員会
8月29日～30日		綴子小学校防災キャンプ
9月24日		第2回北秋田市防災キャンプ企画運営委員会

3. 防災キャンプ実施概要

＜米内沢小学校7/26～27＞

◇主な活動

○開所式 ○避難所開設(校庭) ○受付 ○引渡し訓練 ○防災学習Ⅰ・自衛隊第21普通科連隊による防災学習・市役所防災係 ○炊き出し訓練・「トン汁」「おにぎり」(日赤奉仕団による指導)・米小防災焼き ○防災学習Ⅱ・ワークショップ①「3.11の教訓に学ぶ」講師:岩手県船越小学校教諭 坂下大輔氏 ②「防災キャンプ実践紹介」講師:文部科学省コミュニティマイスター 岸裕司氏 ○閉所式

＜綴子小学校 8/29～30＞ ◇主な活動 ○開所式 ○避難所開設・受付・ダンボールハウス設営(体育館)・引渡し訓練 ○防災学習Ⅰ・救急救命講座～災害時の怪我の対処法を学ぶ(日赤秋田県支部)・市役所防災係による説明 ○炊き出し訓練・トン汁(婦人会)・ハイゼックス炊飯(日赤秋田県支部)・綴子ナン焼き ○防災学習Ⅱ 講話「防災で大事なこと」講師:気仙沼市立病院脳神経外科科長 成田徳雄氏・暗闇探険・災害図上訓練 ○閉所式

※複数回実施した場合は、実施回数分枠を増やして記入してください。

4. 普及啓発の実施概要

(1)研修会での成果報告

研修会名 平成26年度「防災教育指導者研修会」

実施期日 平成26年11月20日(木)

実施場所 秋田県総合教育センター

参加人数 282

対 象 保育所・幼稚園、小学校の教諭、市町村教育委員会防災教育担当職員等

プログラム 13:30～「防災キャンプ推進事業」成果報告

(2)秋田県ホームページに平成26年度の本県防災教育の取組をまとめた「防災教育実践事例集」を掲載する際、「防災キャンプ」の取組事例を取り上げ普及啓発を図る。

5. 成果と課題

(1)事業成果

○3.11の際の自衛隊の方々の救助について知り、命の重さ考えた。
○学校だけではなく、地域の方々や自治会の方々と一緒に実施できたことが大きな成果となった。
○実際の場合にすぐ活かせる良い内容であった。
○子どもたちの活動を応援する実行委員会ができ、継続しやすい体制になった。
○子どもたちにとって大変貴重な体験となり、支える大人たちへの感謝の心が育った。

(2)事業運営上の課題・留意点

○一年で終わることのないように継続を図りたい。
○防災への意識を高めるために、「中学生」との連携も考えたい。
○プロの大人(自衛隊・日赤秋田県支部他)から学ぶ機会を今後も設けたい。
○自助・互助・公助のそれぞれの役割を確認できる体験を継続したい。

(3)その他

27年度新設統合する合川小学校と同じエリアにある合川中学校、あいかわ保育園、合川公民館が連携し、地域住民と合同の防災キャンプ実施への協議を図りたい。

6. 団体プロフィール

北秋田市教育委員会生涯学習課

〒018-3312 北秋田市花園町15-1 (中央公民館内)

電話0186-62-1130 FAX0186-62-1669

平成26年度

防災教育推進モデル地域における学校・地域連携事業

事業報告書



横手市教育委員会

防災教育推進事業検討委員会 委員名簿

(敬称略)

NO	氏 名	所属・役職等	備考
1	岩 井 潤	秋田県教育庁保健体育課指導主事	
2	小 西 力	秋田県教育庁南教育事務所指導主事	
3	川 井 縁	横手市危機管理課長	
4	鎌 田 広 行	横手市消防本部警防課長	
5	安 部 禎	横手警察署地域課長	
6	松 井 寛 信	旭地区会議代表	
7	高 橋 晋	横手市立旭小学校長	
8	坂 上 喜 也	横手市立旭小学校 P T A 会長	
9	佐々木 孝 雄	横手市立横手南中学校長	
10	岩 佐 信 宏	横手市立横手南中学校 P T A 会長	
11	眞 壁 聡 子	秋田県立横手城南高等学校長	
12	山 田 直 美	秋田県立横手城南高等学校 P T A 会長	
13	土 田 充	横手市教育委員会教育指導課長	
14	高 橋 浩	横手市教育委員会教育指導課指導主事	

第 1 回防災教育研修会報告

横手市立旭小学校

実施日時	平成26年 6 月 27 日（金） 13：30～14：30
派遣機関	秋田地方気象台防災業務課
講師 職・氏名	秋田地方気象台 地震津波防災官 佐藤 宏哉 氏
テ ー マ	地震・津波の発生と秋田県内の地震について
参加者数	児童 5・6年生 122名
	職員 8名 保護者 10名
講義内容	○地震発生のメカニズムについて ・世界のプレートと地震大国日本 ・岩盤の破壊エネルギー ○緊急地震速報について ・P波とS波の特徴と緊急地震速報の原理 ・緊急地震速報を聞いたときの対処 ○地震が起きたときの対処の仕方について ・身の安全の確保と避難 ・さまざまな場面を想定した対処法と心構え ○津波発生のメカニズムについて ・津波の到達速度、高さ、エネルギー ・地震が起きたときの対処の仕方 ○秋田県内で起きた過去の地震・津波とその特徴について ※全校生徒は午前中に、地震・火災を想定した防災訓練を実施した。 訓練実施後、横手市消防本部からの協力を得て、発達段階に応じて次の体験型講習会を実施して、防災意識の向上を図った。 〔内容〕 1・2年 防災ダック 3・4年 ミニ放水訓練、水消火器訓練 5・6年 応急手当、心肺蘇生訓練
感想	○今日のお話で、地震が起きた時の逃げ方や避難の仕方、津波が起きる原理などのことを学びました。「横手には津波はこない。」と油断せずに、しっかりと避難しようと思いました。（5年女児）   

第 1 回防災教育研修会報告

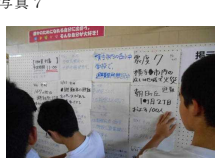
横手市立横手南中学校

実施日時	平成26年 7 月 16 日（水） 14：00～15：45
派遣機関	秋田地方気象台防災業務課
講師 職・氏名	秋田地方気象台 火山防災官 佐々木 貴史 氏
テ ー マ	地震・津波から身を守るために
参加者数	生徒 495名
	職員 40名 保護者 86名
講義内容	○地震や津波が起こるメカニズムについて ○地震や津波から自分の命を守るためのポイント 【地震】 ・まず自分の身を守る。落ち着いて行動することが大切 ・「自助」→「共助」→「公助」が災害対策の基本 【津波】 ・とにかく速やかに高台へ避難 ・津波が見えてからでは逃げ切れない ○緊急地震速報のしくみと利用の心得 ・周囲の状況に応じて、あわてずに、身の安全を確保すること ・適切な対応をとることで被害を軽減できる
感 想	○地震や津波の発生のメカニズムと、災害が起きたときの適切な行動の仕方について、たいへん分かりやすく説明していただいた。特に「自分の命を自分で守る」ために、地震が起きたときに、どのような行動を取ったらよいかイメージすることができた。「救助される人でなく、救助する人を目指したい。」というお話は、この後行われる、防災訓練の避難所運営を行っていく上で、大事にしていきたい考え方だと感じた。   

秋田県総合防災訓練（避難所開設訓練）

実施日時	平成26年 8 月 31 日（日） 8：00～12：30
会 場	横手市立横手南中学校
参加者数	生徒 165名（3年生） 担当教職員 14名 市担当者 25名
	地域住民 151世帯 325名
訓練想定	8月31日（日）午前8時、横手盆地・真昼山地を震源としたマグニチュード8.1の地震が発生し、本市では震度7を観測した。家屋の倒壊、道路の損壊等とともに火災も発生しており、各地で住民主体の初期消火や要援護者の避難支援等が行われている。また、電気・電話・水道・ガス等のライフラインが停止しており、避難所の早期開設が待たれる。 秋田県と横手市では、直ちに災害対策本部を設置し、人命救助を最優先した応急対策活動を実施している。消防、警察、自衛隊は捜索救助活動を開始するとともに、DMATも救護活動を開始している。さらには、多数の遺体が発見されていることから遺体安置所を開設、遺体収容と検視が行われている。 開設された避難所には、援助物資の搬送が始まるとともに、災害ボランティアの受け入れも開始され、自衛隊等による炊き出しも始まった。
避難所開設	【組織（8班編制）と主な業務】 1）総務―避難所開設・運営本部、避難所レイアウト指示、外国人対応 2）避難者管理―避難者受付、安否確認への対応、避難者名簿の作成 3）情報広報―特設公衆電話設置、掲示板設置と情報掲示、館内放送 4）救護―傷病者の応急手当、医療機関との調整、避難者の健康相談 5）衛生―ごみ集積所や簡易トイレの設置、ごみ収集、ペット対応 6）食料物資―支援物資の受け入れ・仕分け・配給、炊き出しの配膳 7）施設管理―車両誘導、緊急車両等のスペース確保、避難所見回り 8）ボランティア―ボランティア受付、要援護者の介護、避難者の誘導 〈組織編成に関わる留意事項〉 ・既存の生徒会組織（委員会）ごとに業務を割り当てる。 ・避難してきた地域住民の代表者も総務班に加わる。 ・ボランティア受付した高校生も上記班のいずれかに属し、活動を行う。

【実際の流れ】

時間	班	主たる動き	備考
8:00		地震発生 生徒避難開始 ※写真 1	※写真 1
8:06		生徒安否確認・避難完了	
8:20		施設の応急危険度判定 ※写真 2	※写真 2
8:25		避難所開設担当職員集合 ※写真 3 避難所開設準備、立入禁止区域表示	
8:30	開設本部	市本部より避難所開設要請 各班に開設作業指示	※写真 3
	総務	識別ビブス配付 避難所レイアウト表示 配置図、組織図の作成と表示	
	避難者管理	避難者受付の設置	※写真 4
	情報広報	掲示板の設置・情報収集ツールの設置	
	救護	応急救護所の設置	※写真 5
	衛生	ごみ集積所、簡易トイレの設置 ペット飼育スペースの設営	
	食料物資	避難者スペースの設営	※写真 6
	施設管理	緊急車両スペースの確保	
	ボランティア	福祉避難室の設営 ボランティア受付の設置 ボランティアスペースの設営	※写真 7
8:46	施設管理	非常用発電機作動の開始 緊急車両誘導の開始	※写真 8
9:04		避難者の受入開始	
	総務	英語、韓国語による施設等の表示	※写真 9
	避難者管理	避難者名簿の作成 ※写真 4	
	情報広報	特設公衆電話の設置 応急救護所開設の放送	※写真 10
	救護	応急救護活動開始 軽症者・体調不良者の診察 ※写真 5 避難者の健康相談	
	衛生	トイレ点検の開始 消毒用アルコールの設置	※写真 11
	ボランティア	受付者を避難スペースへ誘導 要援護者を福祉避難室へ誘導	
9:20	開設本部	市本部へ避難者の受け入れを報告 給水車等の手配も依頼	
		医師到着	
9:45	施設管理	燃料運搬車到着、燃料受取	

時間	班	主たる動き	備考
9:50	開設本部	本部会議※写真6 避難者数の確認 避難者要望聴き取り（ごみ回収の要望有り）	※写真9 
	避難者管理	男女別、年齢別人数の報告	
10:00	総務	市本部へ避難所の状況を報告 毛布等の手配も依頼	※写真10 
10:07		給水車到着	※写真11 
	情報広報	給水車到着の放送、情報掲示※写真7	
	食料物資	給水車からの給水開始※写真8	
	ボランティア	ボランティア受付※写真9	
10:15	救護班	体調不良者の救急搬送を依頼※写真10 （活動中に消防団員が負傷したことを想定）	※写真12 
10:25		支援物資運搬車両到着 （飲料水、レトルト食品等）	※写真13 
	情報広報	支援物資支給の放送	
	食料物資	支援物資搬入、支給※写真11	
10:55	食料物資	炊き出し、配膳スペースの設営	
11:15	総務班	市本部へ避難所の状況を報告	
11:20		自衛隊による炊き出し完成※写真12	
11:43	食料物資	炊き出しの配膳※写真13	
12:15		自主運営組織の立ち上げと引き継ぎ	

【感想】

○災害時における緊急事態への対応として、例えば、学校では学年や委員会という日常的に活動している組織、地域では町内会や区、班といった行政単位の組織を上手に機能させていくことがいかに大事であるかということを感じました。

○小・中学生には災害発生時にまずは自分の身の安全を図る「自助」が最優先されますが、避難先（避難所）においては、自分のできることを協力して行う必要があります。中学生には、十分にその力が備わっており、地域の一員として「共助」を支える大きな力に成り得ることを確信しました。大切なことは、いざという時に備え、多くの中学生にこうした機会や経験を積ませることではないでしょうか。

○この訓練を通して、誰かに助けてもらおう意識よりも、誰かのためになれるように活動していきたいという意識や気持ちの高まりが生徒たちに見られるようになりました。これからの学校生活において大いに期待しています。

第 2 回防災教育研修会報告

横手市立旭小学校

実施日時	平成26年11月20日（木） 10：20～11：10
テ ー マ	防災訓練（地震・火災想定）、秋田県総合防災訓練に参加して
参加者数	児童 391名
	職員 15名
内 容	○防災訓練（全校児童） 休み時間中の地震発生とその後の出火を想定。児童は自分の判断で、安全な経路を選択し、避難する。 ○学級活動（1～3年生） 防災訓練の振り返りや話し合いを行い、振り返りカードに記入する。 ・自分の判断や周りのアドバイスで適切に避難することができたか。 ・災害に対する心構えや生命尊重の態度について意識できたか。 ・問題点や今後気をつけたいことについて意識できたか。 ○防災研修会（4～6年生） ・秋田県総合防災訓練（避難所開設訓練）VTR視聴 ・訓練参加児童4名による体験作文発表 ・校長講話「上学年としての防災に対する心構え」
感 想	○避難訓練は、児童に予告せず休み時間に実施しましたが、高学年が低学年に声をかけたり指示したりして迅速に避難できました。また、第1回防災訓練での指導事項を多くの子どもたちが身に付けており、地震では身の安全を確保する（落ちない・倒れない・動いてこない）、火災では煙をさけて低い姿勢で避難する等が実践できました。 ○研修会では、県総合防災訓練に参加した児童が学んだこと、感じたことを上学年で共有できました。段ボールで仕切られた避難場所で予測される困難、避難所で協力し合うことの大切さなど、発表児童の話に全員が耳を傾けることができました。   

第2回防災教育研修会報告

横手市立横手南中学校

実施日時	平成26年12月10日（水） 13：25～14：45
派遣機関	横手市役所危機管理課
講師 職・氏名	次長 川 井 縁 氏
テーマ	冬季の災害への対応
参加者数	生徒 495名
	職員 40名
講義内容	○東日本大震災の災害現場の実情について ○横手市の冬季の環境と過去の積雪時の地震の状況 ・積雪期の最大被害が予想されるのは地震による被害 ○雪と地震の複合被害について ・秋田大学と連携して検証中 ・積雪や倒壊した建物により、住民が徒歩で避難所へ到達できても、救急車や支援物資の輸送の車両が到達できないことが考えられる。 ・自分の命を守ることができたら家族の命を守る。それができたら、高齢者などの困っている人への手伝いをして欲しい。若い人たちの力が大切になる。 ○冬季の災害に備えて ・「自分（家族）の命は、自分で守る」 ・通常の除雪活動が減災に大きくつながる。 ・非常用食糧等の準備 ・冬季の防災訓練では安否確認（避難場所の確認）の仕方も確認が必要である。
生徒の感想	○積雪時の逃げ方や避難経路が分りました。東日本大震災の時の被災地の様子も聞くことができ、災害への備えの大切さや、命や家族の大切さを改めて考えることができました。震災や大雨による被害を拡大しないために、普段からの備えが大切だということを感じました。一人一人が協力し合い、支え合って乗り越えることが大切だと思います。私は将来、たくさんの人々の役に立てるように仕事をし、多くの人々の笑顔と暮らしていけるようにしたいです。  

本事業のまとめ

1 事業の趣旨

本事業は、学校と地域住民の防災対応力向上のため、モデル地域における校種間及び地域住民並びに専門的機関等と連携した防災教育の実施に向けた計画の策定、それに基づく具体的な取組に対して支援を行うことにより、実践的な防災教育を推進することを目的として実施する。

2 事業の内容

期日	事業名	主な内容
6月3日(火)	第1回検討委員会	今年度の取組、事業内容の検討
6月27日(金)	旭小第1回防災研修会	体験型講習・講話(講師:佐藤宏哉氏)
7月16日(水)	横手南中第1回防災研修会	講話(講師:佐々木貴史氏)
8月19日(火)	第2回検討委員会	研修会報告・事業の進捗状況の確認
8月31日(日)	県総合防災訓練	自主防災訓練・避難所開設訓練
11月20日(木)	旭小第2回防災研修会	県総合防災訓練の振り返り・体験発表
12月10日(水)	横手南中第2回防災研修会	講話(講師:川井 縁氏)
2月末	事業総括	検討委員へのアンケート・報告書作成

3 成果(○)と課題(△)

○実践的な訓練や研修会の実施、事前事後の指導の充実を図ったことで、児童生徒の防災意識が高まった。今後とも、発達段階を踏まえた防災教育の指導内容の充実が求められる。

○これまで学校中心で行ってきた防災教育を、関係機関や地域関係者と意見交換したり、連携を図ったりしたことで防災教育推進の裾野が広がった。また、PTAの際に研修会を行うなどの工夫を図ることで、保護者の防災に対する意識を高める機会にもなった。

○児童生徒が様々な訓練を経験することによって、災害時において大切な「自助・共助・公助」の精神を育むことにつながった。

△学校と地域が連携して防災対応力を高めていくために、今ある学校と地域のネットワークや組織をどう維持したり、活用したりしていくか。

△「学校は地域の一員であり、災害時には地域の最重要拠点になる」という認識の下、地域の一員として学校に何ができるかを考えていく必要がある。

△系統性のある防災教育が進められるように、小中高の連携や情報交換をより緊密に行う必要がある。

△訓練や研修会の学びを一過性のものにせず、日頃から防災や減災を意識させるための日常的、継続的な取組を検討していく必要がある。

1 実践概要

テ ー マ	「地震」や「津波」から「いのち」を守ろう
外部指導者	秋田大学地域創生センター 教授 水田 敏彦氏
実施日時	10月1日（水）14：30から15：20まで
実施場所	六郷高等学校 第2体育館
参加者	生徒291名 地域住民2名 職員28名

2 実践内容

次第・講義内容等	時間 (分)	準備・留意事項等
1 講師紹介 2 講話（パソコン、プロジェクター使用） 〔地震防止の基礎知識〕 （1）防災・・・災害を知ること（敵を知ること）。 ①震度6はどんな揺れか（ビデオ上映）。 ②死亡者の原因→9割以上が家屋倒壊。 ③時間帯によって火災被害が多い。 ④1階が弱い。窓、玄関などが原因で耐震性が弱い。 ⑤津波は100mを10秒で進む。予想以上に速い。 （2）地域を知る。 ①太平洋プレートが年8cm移動。秋田県は北アメリカプレート上にある。歪みのエネルギーを解放する形の地震多発。 ②日本の地震回数は世界の20%。活火山は世界の7%を占める。 〔六郷周辺で発生した過去の地震〕 （1）陸羽地震（六郷地震ともいう） 1896.8.31（明治29年）発生。2か月前には三陸地震発生（1896.6.15）。陸羽地震はM7.2と推定。死者209名、山崩れ9,899か所。死亡者のうち、家屋倒壊91%、火災2%。	2 45	□講師決定後事前打ち合わせを行い、学校側が準備する機材等を予め確認しておくこと。 □講演会の案内を作成し、職員と生徒が配付する。

(2) 秋田仙北地震 1914.3.15(大正3年)発生。M7.1強首都震とも呼ぶ。死亡者のうち、家屋倒壊87%火災13%。 〔いのちを守る〕 ※活断層が南北に走り、奥羽山脈の岩手側にも活断層が存在する。秋田仙北地震から100年。今後近いうちにあってもおかしくない。過去の地震を知り語りつなぐこと。そして、備えること。(自宅では家具類を固定すること)が大事である。この先、自分の子ども、孫まで、地元で地震があったことを伝えてほしい。 3 質疑応答 4 生徒お礼の言葉	1 2	□生徒には、講義を受けながらメモをとらせ、講義終了後には感想文を提出させる。
---	-------------------	---



3 成果と課題

成 果	1 平日でありながらも、地域住民の方にも参加していただくことができて有意義であった。 2 特に「地震」について、過去に地元で起きた地震の当時の様子を詳細に説明していただき、「敵を知る」(地震災害)ことができて非常に参考になった。 3 陸羽地震も秋田仙北地震も、死者のうち家屋倒壊で亡くなっている方が非常に多いこと、現在も玄関や窓が影響して1階の耐震性が低いことを教えていただいた。 4 秋田仙北地震から100年、秋田駒ヶ岳の地表温度の上昇など近いうちに地震があってもおかしくない中で、備えること(家具類を固定すること)、語り継ぐことの必要性を教えていただいた。 5 津波について、100mを10秒で進むことを教えていただき、海沿いでは少しでも早く高台に避難しなければならないことを知ることができた。
課 題	1 保護者、地域住民に多数参加していただく工夫が必要である。

1 実践の概要

テーマ	台風・大雨から身の安全を守るための行動について
外部指導者	秋田地方気象台 調査官 野村義浩 氏
実施日時	8月26日（水） 15時20分から17時まで
実施場所	秋田県立能代養護学校 会議室
参加者	職員48名 保護者 3名 地域住民 1名

2 実践内容

次第・講義内容等	時間 (分)	準備・留意事項等
1 校長あいさつ 2 講話 「台風・大雨から身を守るための行動について」 (1) 台風・大雨について ①台風の発生、大雨のメカニズムについて ②台風・大雨の特徴ともたらす被害や災害について ③情報の活用と災害から身を守る方法について 台風の発生や大雨になるメカニズムについて、天気図をもとに説明があった。テレビやラジオ、インターネットなどで気象についての情報を収集し、大雨や暴風にならないうちに早めに準備することの重要性を知った。家庭では、非常持ち出しの準備、近隣の避難場所の確認と居住地域のハザードマップを活用し事前に被害が発生しやすいところの情報を把握して災害から身を守ることが大切である。 秋田気象台のホームページでは気象に関するいろいろな情報があるので生かしてほしい。 特別警報の発表を開始した。台風や集中豪雨、竜巻発生の情報に留意し、テレビやラジオ、インターネットで情報を収集することが大切である。無理な行動はせず、早めに避難する、など被害に遭わないように早めの対応をしてほしい。外出を控えるなど、安全を確保してほしい。 (2) 特別警報について ・特別警報とは ・特別警報が発令されたら (3) 竜巻・雷・強い雨～ナウキャストの利用と防災～ 竜巻が発生しやすい気象の場合、注意報や警報を発表している。沿岸部の竜巻は、黒い雲やひょうが降るなど気象が急変した場合におこることが多い。竜巻が発生したときは、頑丈な建物の中に避難する、1階部分で窓から離れるなどしてほしい。 3 質疑応答 4 教頭あいさつ	2 60 5 3 計70	台風シーズン前に開催することで災害に備えることができるように、日時を決定した。 保護者や近隣の地域住民にも広く案内を配布した。 【準備物】 スクリーン、プロジェクター、マイク、テーブル、いす 【事前打ち合わせ】 台風・大雨が発生するメカニズムと身を守る方法の他、地域の特徴として発生が予想される竜巻と被害に遭わないためのポイントについても触れてほしいと依頼した。また、学校、家庭でできる防災対策のポイントを簡潔に教えてほしいことを伝えた。 参加者である本校職員と保護者、地域の方々が災害発生前にどのような行動をすべきか、知り、その後、児童生徒に対してどのように指導していくとよいか考えていく。

3 参加者の感想

職 員	秋田県では昨年度台風や大雨による甚大な被害があったこと、最近では広島での災害もあったことで大変関心をもって講話をきいた。台風や大雨の発生のメカニズムや特徴、災害から身を守る方法についてスライドとともに分かりやすい説明であった。テレビやラジオ、インターネットなどの情報を収集し、災害に遭わないように早めに対策を講じることが大切であることを再認識した。
保 護 者	近年、災害が多く、いつどんな時に自分たちの身に降りかかるかわからないという不安もあり、講話を聴いてみようと思い参加した。台風や竜巻などが起こる原因などを勉強させてもらい、天気図などにも興味をもつことができた。一番大事なことは、災害が起こるかもしれない時のための準備を十分にしておくということを改めて感じる事ができた。

4 成果と課題

成 果	・プレゼンテーションでスライドとともに、台風や大雨の発生のメカニズムや特徴、身を守る方法について具体的に分かりやすく説明していただきよかった。台風や大雨による被害の特徴と災害に遭わないようにするためのポイントについて知ることができ防災意識が高まった。 ・寄宿舎では台風や大雨、強風などで深夜に停電し学校機能が停止した場合の紙上シミュレーションを行い、想定した課題を洗い出し、解決するための方策を話し合うことができた。 ・大雨や暴風のため通学に困難をきたすと予想される場合、天候が変わる前に保護者に一斉メール配信を行い注意喚起すると同時に安全に万全を期すように対応している。特に休業日の連絡については、かかる時間や連絡漏れなど把握し対応している。
課 題	本校の立地場所は沿岸や河川より離れており、能代市の「洪水ハザードマップ」上、危険箇所ではないが、市内及び近隣の市町村から通学している児童生徒や寄宿舎利用児童生徒の状況を考慮し、災害に備えて次のことについて見直しを図る。 (1) スクールバス運行時災害が発生した場合の緊急対応についての見直しと学校、家庭との連絡体制について見直しを図る。 (2) 帰宅困難になった場合の児童生徒の待機方法について日中、夜間の対応を細部にわたりシミュレーションしておく。また、家庭との引き渡し訓練を実施する。 (3) 災害時における近隣の避難所や障害者支援施設、自治会との連携を強化する。



講話「台風・大雨から身を守るための行動について」



深夜に長時間停電した場合の
対応策についての話し合い

1 実践の概要

タイトル	地域との合同避難訓練（由利工業高等学校）
概 要	地震発生後、津波警報が発令され、由利工業高校が地域の一時避難場所になること想定した避難訓練を実施 期日：平成26年9月30日（火） 場所：由利工業高等学校校舎等 時間帯：授業時間（9:30～10:30） 参加者：全校生徒380名・教職員44名、地域住民25名 保育所園児163名（2才35名、3才45名、4才37名、5才46名）・保育園職員15名

2 実践内容

実践方法と進め方	工夫した点○ 苦勞した点●
1 事前打ち合わせ 1 回目（7月25日） 秋田県教育庁保健体育課、由利本荘市総務部危機管理課、町内防災担当者、石脇西保育園長、本校担当職員 2 回目（9月12日） 由利本荘市総務部危機管理課、町内防災担当者、石脇西保育園長、本校担当職員 3 回目（9月26日） 本校職員のみ 2 防災訓練当日（9月30日） (1) 地震発生 (2) 津波警報発令 (3) 避難行動開始、一次避難所機能の立上げ 3 事後の反省会 訓練終了後に実施 秋田県教育庁保健体育課、由利本荘市総務部危機管理課、秋田地方気象台、日本赤十字社秋田支部、町内防災担当者、石脇西保育園長、本校担当職員（校長、教頭、事務長、防災担当者）	●避難所内の状況や災害に関する情報を以下にして避難住民に伝えるか。 ○要介護者の階上への搬送訓練を、日本赤十字秋田支部の担当者の指導の下で行った。 ○地震発生時、臨場感を出すため、気象庁提供の音源（地震発生時の音）を使用した。 ○停電を想定し、担当職員間の連絡はトランシーバ（無線）を活用。交信の音声は避難住民にも聞けるようにした。 ○園児の避難誘導では、生徒2人が2才児の両手を結んで誘導した。 ○園児用の緊急避難物資を本校校舎内に常置している。 ●訓練実施中、担当生徒への説明

協力・連携先の分類	団体名・組織名	協力・連携の内容
学校・教育関係・同窓会等	秋田県教育庁保健体育課 石脇西保育園	・訓練事前打ち合わせ ・（訓練当日）学校までの誘導・点呼（保育園） ・（訓練当日）訓練状況の視察（保健体育課） ・訓練事後の打ち合わせ

保護者・PTA関係	なし	
地域組織	・赤ハゲ町内会 ・若葉町内会 ・松濤町内会	・訓練事前打ち合わせ ・訓練当日（誘導補助、住民リスト作成、要支援者の階上への搬送訓練参加） ・訓練事後の打ち合わせ
国・地方公共団体・公共施設	・由利本荘市総務部危機管理課 ・秋田地方気象台	・訓練事前打ち合わせ ・（訓練当日）地震発生時の効果音放送（気象台） ・（訓練当日）訓練状況の視察 ・訓練事後打ち合わせ
企業・産業関係の組合等	・日本赤十字社秋田支部	・（訓練当日）要支援者の階上への搬送訓練指導 ・（訓練当日）訓練状況の視察 ・訓練事後打ち合わせ

3 成果と課題

成 果	1 生徒の防災意識が高められたとともに、園児避難の支援や避難所立上げの役割を果たすことで、「共助」の大切さを学ぶことができた。 2 検討すべき点が明確になった。 ①災害発生時、本校職員は生徒の安全確保が最優先であり、地域住民への対応が不十分になりがちである。 ②生徒にとって毎年自分の役割が変わるので、新年度に訓練の成果（経験）が活かされない。 ③生徒に協力願う役割について説明する十分な時間が確保できていない。 ④本部担当職員が固定化された訓練内容では、災害発生時、校内にいる職員だけでの対応を困難にしている可能性がある。
課 題	1 災害発生時、地域（近隣の町内）が自主的に行なっていただく行動や協力について 2 年度が進行しても成果（経験）が活かされる計画の検討 3 生徒に対する訓練の意義や担当する役割を事前に説明する時間の確保 4 災害発生時、校内にいる職員が適切に行動できるマニュアルの検討 5 一時避難所に必要な毛布、水、電源の確保 6 夜間や休日に災害が発生した場合、避難してくる住民への対応
今後の継続予定	1 本年度の訓練で明確になった検討すべき点を可能な限り解決しながら、次年度も実施したい。 2 事前打合せは例年通り行ない、特に地域住民の避難について、住民で何ができるのか検討いただき、訓練に反映にさせたい。 3 消防、警察、市などの公共機関への通報訓練を訓練内容に盛り込みたい。



地震発生時



石脇西保育園から本校へ避難



生徒が園児を階上の部屋へ誘導



園児避難所（教室）



要支援者の階上搬送訓練の様子



地域住民の避難所

1 実践の概要

タイトル	総合防災訓練～安全安心を地域と共に～（比内養護学校かづの分校）
概 要	地震発生に伴う避難訓練と、避難所としての役割を想定した訓練 コンセプト ・防災意識を高め備える ・防災スキルを身につけ命を守る ・学校と地域が協力してのりこえる 期日：（夏季）平成２６年 ７月１２日（土） （冬季）平成２６年１２月１６日（火） 場所：比内養護学校かづの分校 時間帯：９：００～１２：３０ 参加者：全校生徒５０名、教職員２９名、保護者３１名、地域住民１６名

2 実践内容

実践方法と進め方	工夫した点○ 苦勞した点●
1 年間計画の作成 （１）児童生徒の実態 （２）地域の実態 2 事前の取り組み （１）防災グッズの製作 （２）事前訓練 （３）チラシの制作、配付 （４）寸劇 3 防災訓練当日 （１）地震を想定した避難 （２）学校が避難所となった時の訓練 4 他の学習活動への汎化 （１）高等学校との交流 （２）他学部との関わり合い	○単発で終わらないよう、年間通した活動を計画 ○地域住民との交流を深め学校理解、障害児の理解を促進する内容 ●実際は地域住民の参加があまり良くない ○東日本大震災を参考にした実践的な訓練内容 ○「学校にあるもので何ができるか？」等、実験企画などを行い児童生徒も一緒になって調理 ○高等部生による寸劇を通して、小中学部生の防災意識を高める ○日本赤十字社の協力 ○実際に想定した内容 ○地域特性に応じた内容 ○学校にあるものを活用した活動の紹介 ○総合防災訓練で習得したスキルを生かした高等学校との交流会（ＡＥＤ人工心肺蘇生の講習会を合同で行う）

団体名、組織名	協力、連携の内容
日本赤十字社秋田県支部	・訓練内容を立案する際の指導 ・総合防災訓練当日の演習を中心にした指導（炊き出し、ＡＥＤ人工心肺蘇生、ケガの手当、熱中症予防、身体保温法）
鹿角市社会福祉協議会	・防災に関わる物品の借用（炊き出し釜等） ・赤十字鹿角支部ボランティアへの派遣依頼
鹿角市役所危機管理室	・総合防災訓練の総評 ・次年度へ向けたアドバイス
赤十字鹿角支部ボランティア	・総合防災訓練当日の演習の補助
各自治体	・総合防災訓練への参加
P T A	・総合防災訓練への参加 ・訓練進行の手伝い



A E D ・ 人工心肺蘇生



ケガの手当



炊き出し訓練



食料受け取りの様子

3 成果と課題

成 果	・ 児童生徒、P T A、地域住民の防災意識とスキルを高めることができた。 ・ 児童生徒は、災害時にどのような動きになるのかを体験し、炊き出しや配給、人命救助など自分にできることはどのようなことがあるのかを知った。 ・ 地域住民と交流を深めながら、災害時の身近にある避難所としての学校の役割を確認できた。 ・ 全体を通して「思いやりの気持ち」が育まれ、率先して下級生の面倒を見たり、地域住民が話しかけてくれたりするようになってきた。
課 題	・ 地域住民の参加率を上げること。 ・ 児童生徒の訓練内容の充実。特に小学部の児童の参加の仕方に大きな課題があり、今後自己有用感を高めるための参加内容を検討する必要がある。 ・ 学習活動等を通して思いやりのある場面が見えたり、集団行動ができるようになったりしていることは評価できるが、実際の災害時に訓練の成果を発揮できるかどうかの評価が難しい。
今後の予定	・ 年間計画から見直し、児童生徒の参加を充実させる。(テントや釜の設営、物品の搬送などの訓練を行って生徒が訓練会場設営をする。校内の避難経路の保守を生徒が行う等) ・ P T Aとの連携を強化し、児童生徒と地域住民が交流をする橋渡しの役割を担ってもらう。

5 様式（外部指導者派遣事業）

1 実践の概要

テーマ	『 大事な 大事な命を 守るために 』
外部指導者	秋田大学 地域創生センター 准教授 鎌滝 孝信 氏
実施日時	10月20日（月）10時00分から 10時45分まで
実施場所	ウェルビューいずみこども園 ホール
参加者	園児 39名（4歳児19名、5歳児20名）、職員 8名、 保護者 5名、地域の方 7名

2 実践内容

次第・講義内容等	時間 (分)	準備・留意事項等
1 こんにちはの会	5	【準備】 スクリーン・マイク・ プロジェクター・会議用机・シート 【留意事項】 <u>事前</u> ○指導者の方との連携を図る。 ・本時の活動の意図・めざす子ども像・めざす大人の意識・事前事後活動などを伝える。 ○地域の方の参加を募る。 ・取り組みの内容や前回の様子を、園だよりやポスターで知らせる。 ・電話または直接にご案内をする。 ○職員で学びを共有するとともに園児の関心を高める。 ・子どもの期待・思い・考えを大切にしたい援助や指導について職員間で学び合う。 ・子どもたちの関心が高まるように、事前・当日・事後の重点テーマに添った意図的・継続的な取り組みを見い出す。 ・子どもたちが鎌滝先生に親しみがもてるように、前回の取り組みの様子を写真で見せて話し合う。
2 パワーポイントでの説明 ・鎌滝先生の自己紹介 ・日本でおきた地震の分布、 秋田県でおきた地震の分布 ・地震時におこる近くの危険 ・津波と波のちがい ・地震や津波から命を守るためには	30	
3 実験 ・津波で人が被害を受ける様子	10	<u>当日</u> ○本時の活動を深める。 ・より理解が深まるよう、鎌滝先生の説明に言葉を添えたり、気付きのポイントや目のつけどころを示す。 ・知る喜びや驚きを共感することで学ぶ楽しさを感じ、興味・関心が膨らむようにする。 ・見た様子を言葉にして返すことで、実験での学びの理解が深まるようにする。 ・「聞いてみたい」「教えてほしい」の気持ちを引き出すよう言葉をかけたり、つぶやきに気付くようにする。 ・質問や回答に興味をもって聞き、そこでの学びをみんなで共有できるようにする。 ・保護者や地域の方の表情や思いを受け止めながら、一緒に学ぶ意識や知りたいこと、疑問に思ったことを発信できるように配慮
4 質疑応答 ・園児から、地域の方から、職員から	15	
5 ありがとうございましたの会	10	

		する。 <u>事後</u> ○クラスごとに防災教室を振り返り、学んだことをみんなで共有する。 ・感じたこと、気付いたことなどを話し合い、命を守るために大事なことを再確認する。 ・話し合いを通してみんなで共有できた学びを「お家の人にもおしえよう」と思えるようにする。 ・園だよりで当日の様子を保護者や地域の方にお知らせする。 ○職員間で今回の学びを振り返り、防災意識を高める。 ・毎月の防災訓練の内容を見直したり、防災教育年間指導計画の改善点を見出し今後につなげる。 ・保護者や地域の方々との連携の重要性を共通理解し、取り組み方を工夫する。
--	--	--

3 参加者の感想

児童生徒	・津波に流された様子をスクリーンで見て、本当にこうなったら怖いと思った。お家も壊れて悲しくなった。 ・地震が起きたら帽子がなくても、手やカバンで頭を守ることがわかった。 ・『おかしなもち』の約束を忘れないで、お家の人にもおしえたい。 ・普通の波と違って、津波は怖いと思った。 ・防災訓練のとき、真剣に逃げようと思った。 ・鎌滝先生におしえてもらったように、地震や津波なんかで絶対死なないという気持ちを持つと思った。
保護者 地域住民	<u>保護者</u> ・地震が起きたらどうするのか、何に気をつけるのかなどを話してくれ、しっかり聞いてきたんだなと感心した。 ・家で物が落ちたり、倒れてきそうなところを調べた。絶対に危ないと感じていたところに気付いて「一番に危ないと思う」と話し、驚いた。子どもにもよくわかるように話してくださったのだと思った。災害が起きたとき、しっかり考えて行動できるのではないかと、心強く感じた。 ・地震はいつ起きるかわからないから、起こったときにちゃんと逃げれるように避難訓練が大切なこと、テーブルの下にもぐったら、テーブルの脚をつかむこと、寝ているときに物が落ちてきたり、倒れてこないようにしておくことなど、防災教室のことをたくさんおしえてくれた。よく覚えてきたと感心した。避難訓練の意味がわかり、怖がらずに参加してくれればと思う。 <u>地域住民</u> ・津波の威力に驚いた。大震災を思い出し、今の気持ちを忘れずにいたいと思う。 ・子どもたちにも大人にもわかりやすい内容で、興味深く聞くことができた。 ・このように学ぶ機会があることを、もっと地域の人に知らせて参加を呼びかけたい。

4 成果と課題

成 果	1 会の始まりに、自己紹介をしてくださったことで、鎌滝先生への親近感とこれから始まる話への興味・関心がふくらませることができた。 2 スライドの写真や絵を用いての説明と、子どもの発言や表情を丁寧に受け止めて進めてくださったことで、「聞きたい」「知りたい」の気持ちを一人一人が持つことができた。 3 この度の体験では、「心」「イメージ」に力点をおくことの大切さを感じた。そのうえで毎月の防災訓練の取り組み方や地域との連携の在り方を見直していこうという気付きにつながった。 4 子ども・保護者・地域の方・職員が一堂に会し学び合うことで、お互いの存在を意識し、それぞれが連携の必要性を感じることもできた。
課 題	1 見て聞いて感じて学んだことを実践に活かすことが大切である。様々な想定での防災訓練などを見ていただき、ご指導いただくような機会をつくりたい。 2 保護者や地域の方、地域の団体に園から発信し、協力体制の在り方について学び合う機会を継続的に設けることで、お互いに自助・共助における防災意識を高められるようにしたい。また、防災に対する地域での取り組みに保育園職員も参加させていただき、学びを深めたい。 3 より多くの人に関心をもってもらい、誰でも参加できる防災教室であることの周知のしかたの工夫をする。 4 本園は、福祉複合施設の中にあるため、(1)保育室での避難体制、(2)避難経路での移動のしかた、(3)ホールでの待機のしかた、(4)戸外への避難のしかたなどの段階ごとに無駄な動きや危険はないかを見直す。また、災害が起きたときは他施設との連携を図ることから、施設全体の中でのこども園の避難のしかたを考える必要がある。 5 将来いつ、どんなときに災害が起こっても、適確に行動できるよう、計画的・継続的に学びや実践を確実に積み上げていくようにする。

講義の様子



実施状況の写真等データは、3枚程度とすること。

平成26年度学校安全指導者研修会

日 時	平成26年5月22日(木)・23日(金)
会 場	秋田県消防学校 秋田県防災学習館
主 催	秋田県教育委員会
主 管	秋田県教育庁保健体育課 防災教育・安全班

1 国や県の施策

趣旨

公教育において児童生徒等が安全で安心な環境で学習生活等に励むことができるようにすることは不可欠なものであることから、各学校における事件、事故あるいは災害に対する、児童生徒等の安全の確保が的確になされるよう教育活動全体を通じた「学校安全推進事業」を展開する。

学校安全体制の整備に向けて

学校安全教育指導者研修会・・・学校安全体制の整備に向けて

災害安全関連事業

防災教育指導者研修会

防災教育外部指導者派遣事業

防災キャンプ推進事業

防災教育推進委員会 (年2回：有識者・関係機関等)

防災教育年間指導計画

防災学習館活用推進事業

防災教育実践事例集

防災教育学校訪問

地域連携モデル校による取組

各種研修会へ派遣

生活安全

生活安全教育指導者研修会

地域ぐるみの学校安全体制整備事業

スクールガードリーダー活動支援事業

安全管理 (対人・対物管理)

安全教育 (安全学習・安全指導)

組織活動 (研修含む)

「学校安全計画・危機管理マニュアル」
の作成・見直し

交通安全

交通安全指導者研修会

通学路安全推進事業

平成25年度の研修

平成25年5月23・24日

第1回防災教育指導者研修会を実施

【趣旨】

大規模災害の発生に備えた防災教育の在り方に関して学校の教員を対象に研修を行い、指導体制の一層の充実を図る。



平成26年度の研修

平成25年度2回実施した「防災教育指導者研修会」の1回を「学校安全指導者研修会」とし、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の研修を行う。

【趣旨】

学校安全の意義や学校安全教育の在り方に関して学校の教員等を対象に研修を行い、指導体制の一層の充実を図る。

国の基本計画

第2期教育振興基本計画（期間：平成25～29年度）

～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～

（基本的方向性）

（成果目標）

（基本施策）

4つの基本的方向性

1. 社会を生き抜く力の養成
2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築
4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

8つの成果目標

1. 社会を生き抜く力の養成

- ①生きる力の確実な育成
- ②課題探求能力の修得
- ③自立・協働・創造に向けた力の修得
- ④社会的・職業的自立に向けた力の育成

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

- ⑤新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

3. 学びのセーフティネットの構築

- ⑥意欲ある全ての者への学習機会の確保
- ⑦安全・安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

- ⑧相互・共助による活力あるコミュニティの形成

30の基本施策

3. 学びのセーフティネットの構築

- ⑥意欲ある全ての者への学習機会の確保
- ⑦安全・安心な教育研究環境の確保

【施策19】

教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全確保

(学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機能と連携した学校安全の推進等)

【施策19】の主な取組

学校安全の推進

- ・ 生活安全・交通安全・災害安全の三つの領域を通じて、危険に際して自らの安全を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成し、共助・公助の視点から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育内容の充実や教育手法の改善・普及を図る。
- ・ 学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図る。
- ・ 国公私を問わず、関係部局や地域住民・保護者と連携した学校の施設・設備の安全点検等を含む学校安全計画及び危険等発生時対処要領の改善を促すとともに、学校安全の中心的役割を果たす教職員に対する研修の充実、外部専門家等の活用推進等を通じて安全管理体制の充実を図る。また、スクールガード・リーダーを活用した保護者や地域のボランティアの養成・研修の促進等により、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全を推進する。
- ・ 特に、通学路について、関係府省が連携し、学校や教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関による交通安全の確保に関する取組が現場で進むよう促す。また、安全点検をはじめとする取組を推進するに当たっては、保護者や地域住民などの関係者との連携を推進する。

秋田県では、

【第2期ふるさと秋田元気創造プラン】

『未来を担う教育・人づくり戦略』（平成26年～29年度）

施策4 良好で魅力ある学びの場づくり

①質の高い学習の基盤となる教育環境の整備

②学校・家庭・地域の連携と協力による子どもを育む環境整備

取組①：地域と学校が支え合い、地域ぐるみで子どもを育む体制の充実

取組②：地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備

【主な取組】

- ・安全教育担当教員の資質向上を図る研修会の実施
- ・安全教育に関する外部講師の学校等への派遣や安全体制の確立に向けた学校訪問指導の実施
- ・地域と連携して取り組む安全教育活動に対する支援

取組③：関係団体等との協働による家庭教育支援の体制づくり

【関連指標】

地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立、幼・小・中・高・特別支援）

現状値（H24） 23.4% → 目標値（H29） 50.0%

「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」



「あきたの教育振興に関する基本計画」(平成23年～26年度)

学校教育の指針P4, 5

基本方向6 安全で魅力ある学びの場をつくります

施策の柱 (1)教育に関する経済的負担の軽減

(2)安全・安心な教育環境の整備

(3)私立学校の自主性を尊重した学校教育の振興

主な重点的な取組

- 地域ぐるみで取り組む安全な学校づくり
- 防災教育・訓練の充実

平成26年度の計画

■ 学校安全体制の整備

- ・子どもたちの登下校の安全確保と安全・安心に過ごすことができる学校の確立を目指すため、PTA、スクールガードリーダー、地域のボランティア等を活用するなど、学校、家庭、地域の関係機関・団体との連携により、地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備を推進します。
- ・学校給食に使用されている食材の安全・安心を確保するため、放射性物質検査を引き続き実施します。
- ・各種研修会や衛生管理推進巡回指導等を通じて、学校給食における衛生管理の徹底と保護者と連携した食物アレルギーへの適切な対応を推進します。

平成26年度の計画

■ 防災教育・訓練の充実

- ・ 防災教育指導者研修会を開催し、各学校における教育内容の充実を引き続き図ります。
- ・ 学校内で災害が発生した際に迅速・的確な行動が取れるよう、関係機関や地域と連携した避難訓練等の実施を進めます。
- ・ 平成26年3月にリニューアルオープンする防災学習館等を活用した体験型の防災教育を推進します。

【推進指標】

各学校における防災避難訓練平均実施回数

H23 2.4回 → H26 3.0回

平成26年度 学校教育の指針(冊子版) P65

学校安全

1 安全教育の充実

- (1) 発達の段階や地域の実態等に応じた危険予測学習等の教育内容の工夫
- (2) 各教科等と関連を図った安全学習の充実と学習教材の工夫・開発
- (3) 朝の会, 帰りの会, SHR等を活用した日常的な安全指導の充実
- (4) 事件・事故・災害の具体的な場面を想定した体験重視の防犯教室・交通安全教室・避難訓練等の実施と事前・事後の指導の工夫

2 安全管理の強化

- (1) 危機管理体制の整備と様々な事件・事故・災害を想定した学校独自の危機管理マニュアル(心のケアを含む)の作成・活用
- (2) 通学路の設定や安全な通学方法の策定等(緊急時の対応を含む)通学の安全管理の徹底
- (3) 定期, 臨時, 日常における学校環境の安全点検の実施及び改善

3 組織活動の充実

- (1) 安全な環境の整備, 様々なケースに対応した防犯・交通安全・避難訓練, 心肺蘇生法, 心のケア等の校内研修の充実
- (2) 家庭, 関係機関, 関係団体及び地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

平成26年度 学校教育の指針(パンフ版) P3

防災教育

【各学校等で作成した学校安全計画の下、教育活動全体を通じて系統的・計画的に取り組むこと】

- ①防災教育の充実
- ②安全管理の強化
- ③組織活動の充実

学校安全計画〔学校保健安全法第27条〕

- 学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画
- 学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、毎年度作成されるべきもの

危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル)〔学校保健安全法第29条〕

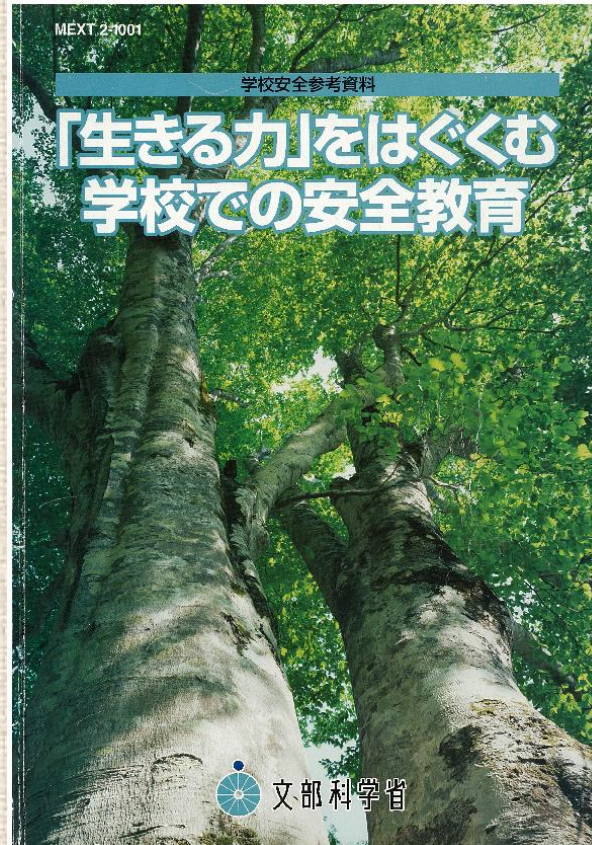
- 危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するもの
- 各学校の実情に応じたものとし、作成後は、随時適切な見直しを行うことが必要

本県の課題

- 防災教育・安全管理・組織活動が充実する実効性のある学校安全計画や危機管理マニュアルへの見直しが必要である。
- 二次災害の想定や地域と連携を図った避難訓練等、様々な状況に対応できる取組が必要である。
- 休憩時間、放課後等の災害発生時における適切な対応の検討が必要である。

2 「生きる力」をはぐくむ 学校での安全教育

学校安全の目的、意義や内容について解説するとともに、調査結果等から現状や課題を明らかにし、今後の学校安全に関する文部科学省の情報を提供する。



第1章第1節 学校安全の意義 p11

Point 三段階の危機管理に対応した安全管理と安全教育

事前の危機管理

安全な環境を整備し、事件・事故災害の発生を未然に防ぐ

発生時の危機管理

事件・事故災害の発生時に適切にかつ迅速に対処し、被害を最小限に抑える

事後の危機管理

危機が一旦収まった後、心のケアや授業再開など通常の生活の再開を図るとともに再発の防止を図る

Point 学校安全の三領域

生活安全→ 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全→ 様々な交通場面における危険と安全

災害安全→ 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

第1章第2節 心身の発達と学校安全上の問題点 p12～22

幼児の特徴

全般的に行動の抑制が難しく、衝動的な行動が多くみられ、事故につながってしまう。強く興味を引きつけられた事柄に対して行動を停止することは難しい。

小学生の特徴

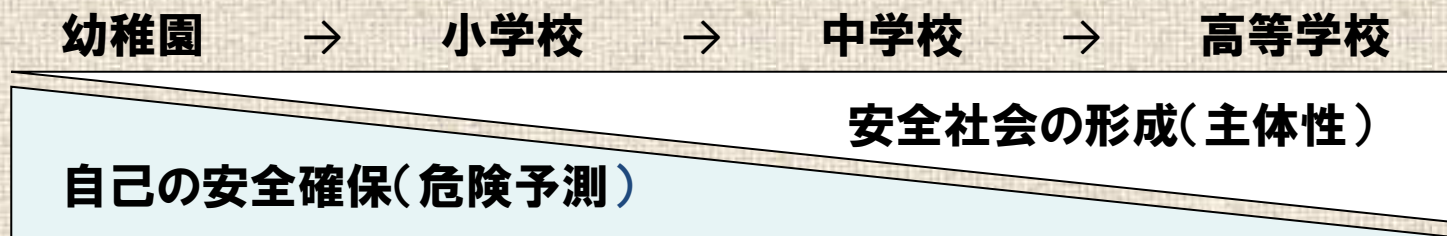
低学年の児童は、認知の脱中心化も進み、物事の因果関係の理解能力が発達する。中・高学年になると、ヒヤリハット体験等を通して危険に対する判断や対処能力が身についてくる。

中学生の特徴

第二次性徴の出現。形式論理的思考力が伸長。

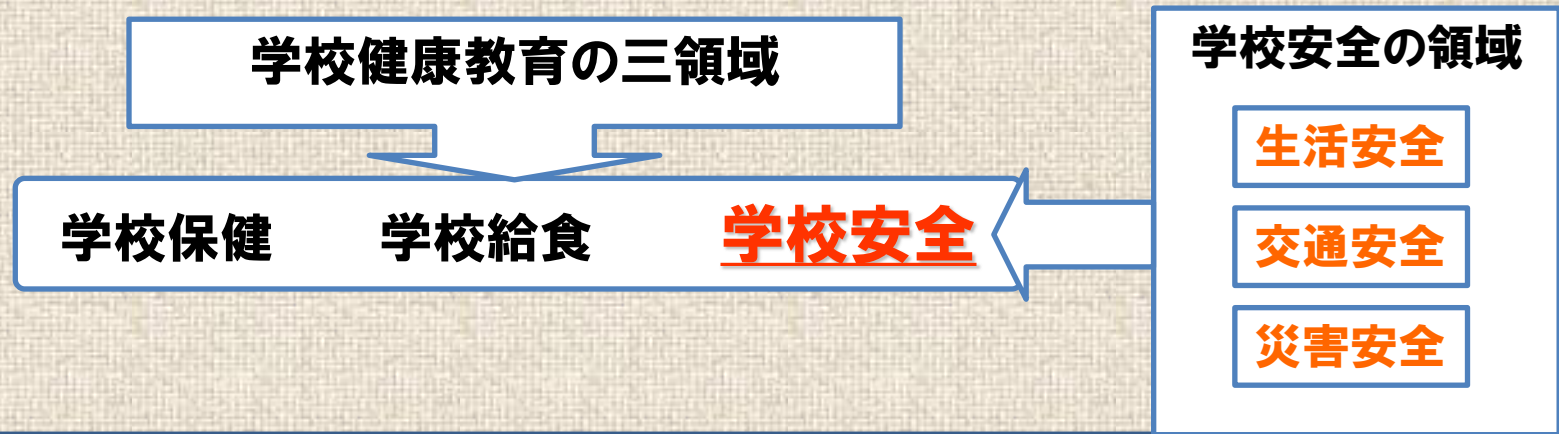
高校生の特徴

冒険心からの危険行動は減少。二輪車や自動車への興味。

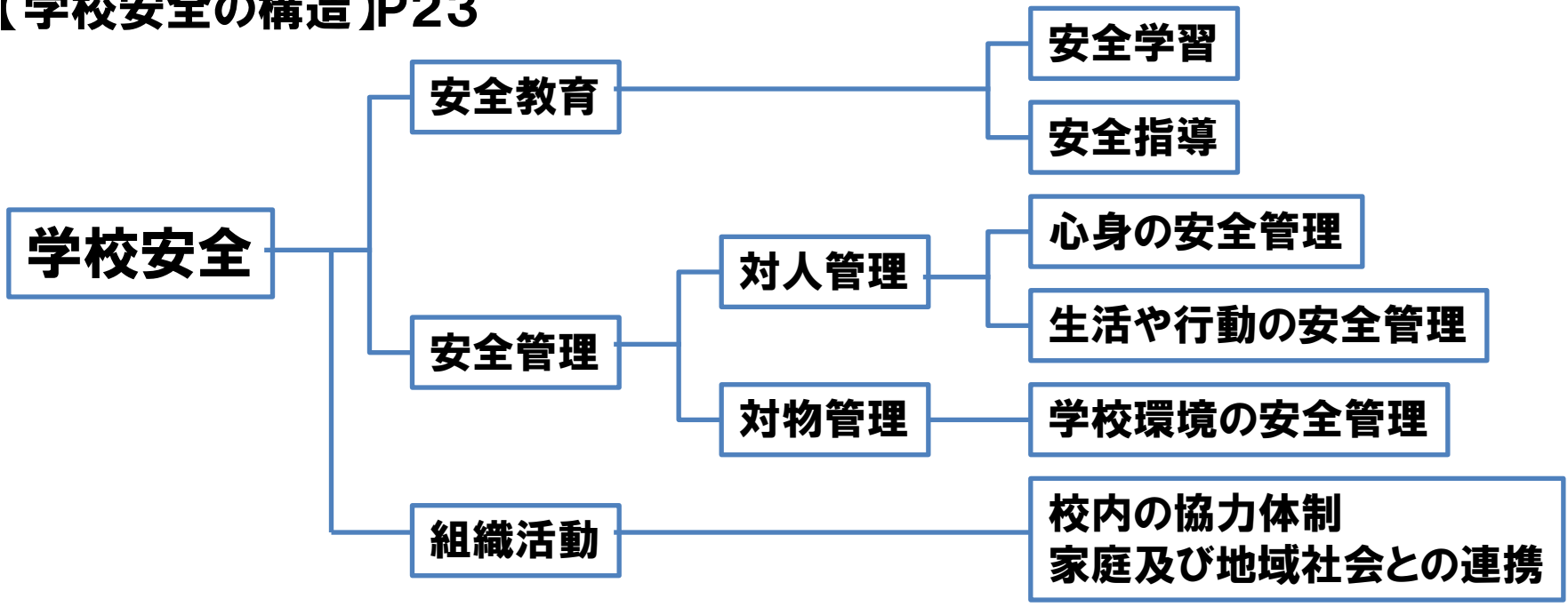


佐藤作成イメージ図

Point 発達の段階に応じた系統的な指導が必要



【学校安全の構造】P23



学校保健法等の一部を改正する法律の公布について(通知)

(平成20年7月9日付20文科ス第522号)

第二 第1 三(9) 学校安全計画について(第27条) p215

- 1 学校安全計画は、学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、作成されるべきものであること。**

- 2 学校においては、生活安全(防犯を含む。)、交通安全及び災害安全(防災)に対応した総合的な安全対策を講ずることが求められており、改正法においては、これらの課題に的確に対応するため、各学校が策定する学校安全計画において、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に対する研修に関する事項を必要的記載事項として位置付けたものであること。**

第2章第1節 安全教育の目標、重点及び内容① p31

【安全教育の目標】

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、**生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う**とともに、**進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献**できるような資質や能力を養うことにある。

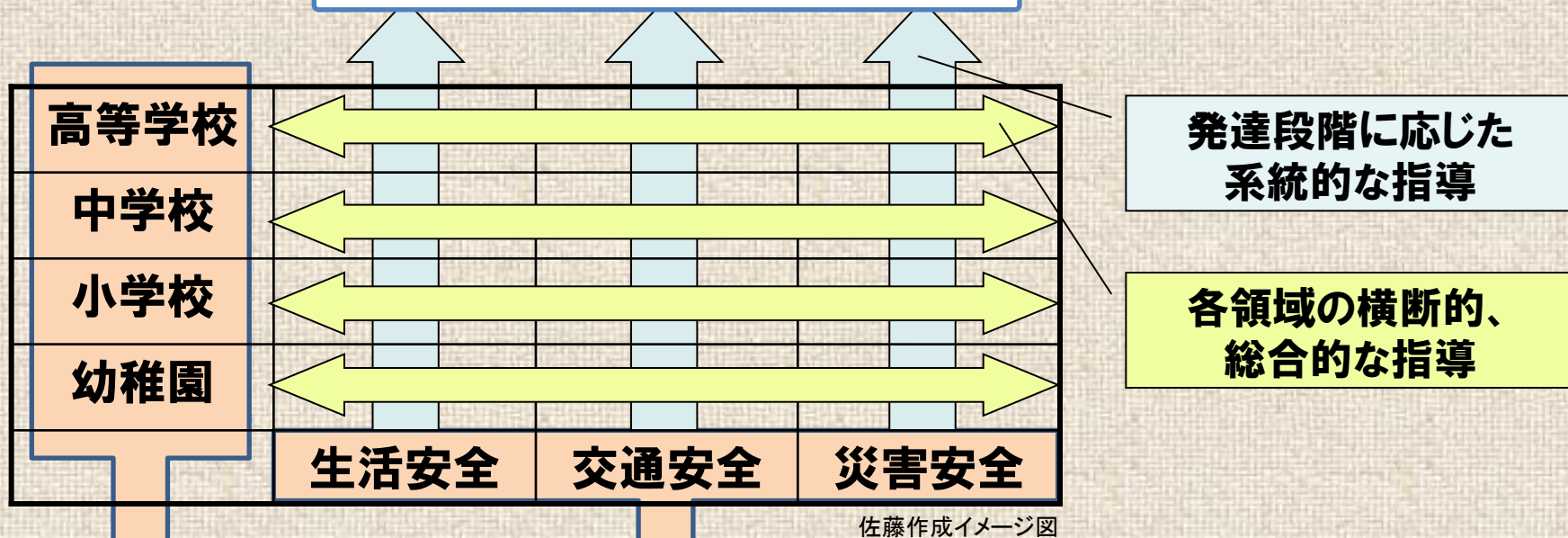
ア 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。

イ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする。

ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

第2章第1節 安全教育の目標、重点及び内容② p31

【安全教育の目標】



安全教育の各領域の内容p32

発達の段階の特徴を踏まえた重点p31

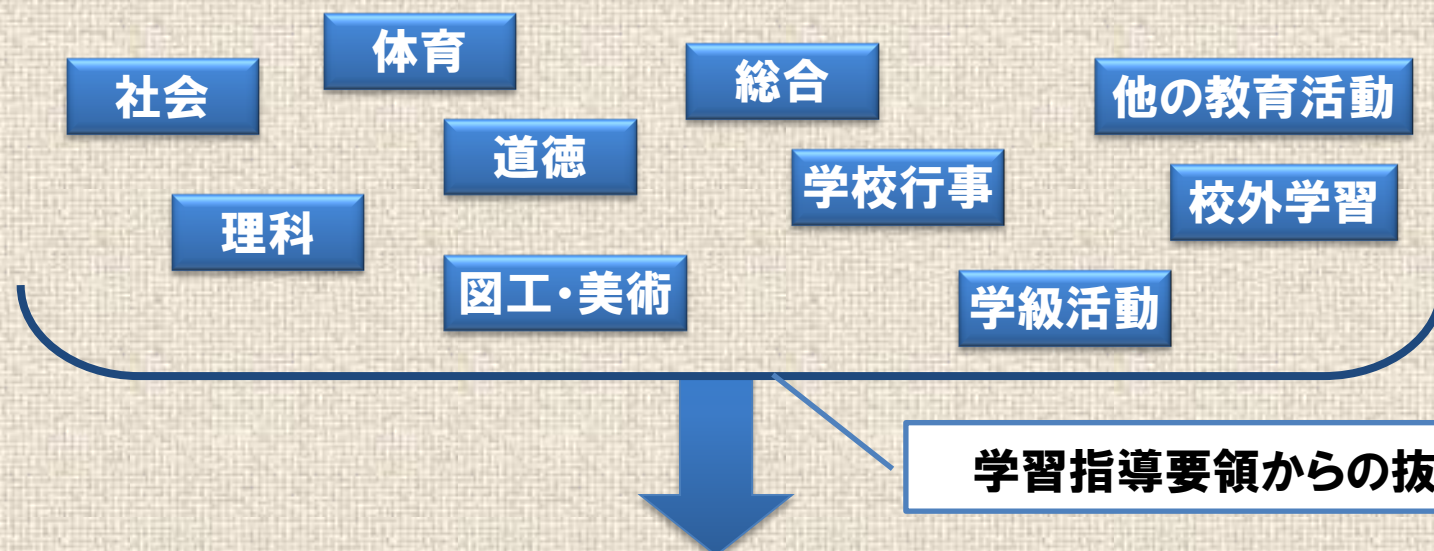
Point
学校安全計画に反映

第2章第3節 安全教育の進め方 p38

学習指導要領

学校教育活動全体を通じた計画的な指導

キーワード → 「『生きる力』をはぐくむ安全教育」



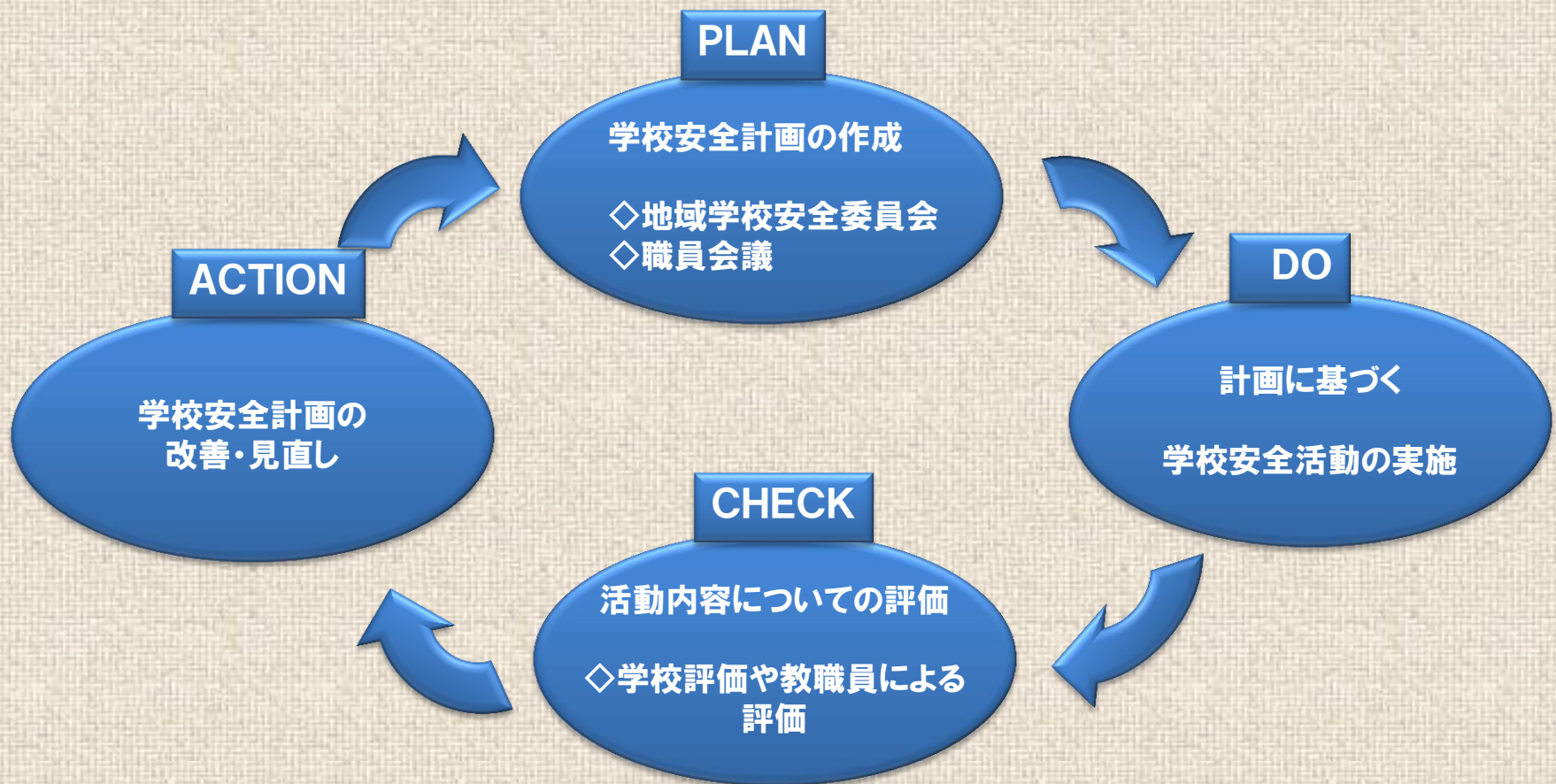
Point

発達段階の縦、3領域の横 → 点を線に、さらに面として考える

教科・領域等にわたって、内容を詳細に掲載。特に学級（ホームルーム）活動、学校行事についてはぜひ目を通してほしい。この章の中心部分。

第2章第4節 安全教育の評価 p56

事故発生件数のみによって成果としがち。目標とする資質や能力が身についたか否かの測定結果が評価であり、改善の材料となる。



第3章第1節 学校環境の安全管理 p61

各種マニュアルの
整備等も含む

児童生徒等の安全を確保するための環境を整えること

安全点検の種類と方法、改善措置(物的環境整備)

定期安全点検
(施行規則28条1項)

臨時安全点検
(施行規則28条2項)

日常安全点検
(施行規則29条)

具体的な安全点検の対象、項目→p106参照

Point

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」H22.3

Point

「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集」H24.3



第3章第2節 学校生活の安全管理 p66

児童生徒等の行動により生じる危険を発見し、事故を未然に防止すること

事故原因の等の把握

繰り返し発生する転落事故、自校のこととして

行動や場所の規制

休憩時間の過ごし方、遊具の使い方等の指導

情緒、健康状態の把握

健康観察(学保安法第5条)

管理と指導の関連

環境の管理と生活の管理、さらに安全教育との関連づけ

環境の管理と併せ、見ることによって新たな危険に気づくことも・・・p109

Point

平成25年3月22日事務連絡「新年度の学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」～「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」のポイント～

- ・個々の児童生徒について症状等の特徴を正しく把握することが前提
- ・緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で一括して管理 etc

第3章第3節 不審者侵入防止に関する安全管理 p70

平成19年11月

学校の危機管理マニュアル

—子どもを犯罪から守るために—

文部科学省

平成23年 3月

地域ぐるみの

学校安全体制整備実践事例集

—学校・家庭・地域社会が連携した防犯対策を中心に—

文部科学省

【ボランティアによる巡回・警備状況】

	校内	校外
小 学 校	2.6%	68.6%
中 学 校	4.0%	49.9%
高等学校	4.1%	24.5%
特別支援学校	4.8%	10.8%
幼稚園	6.6%	23.4%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

【侵入防止の対応状況】

小 学 校	96.8%
中 学 校	95.3%
高等学校	96.5%
特別支援学校	98.8%
幼稚園	93.3%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

大阪教育大学教育学部附属池田小学校に出刃包丁を持った男1名(宅間 守被告人)が、平成13年6月8日(金)の2時間目の授業が終わりに近づいた午前10時過ぎころ、自動車専用門から校内に侵入し、校舎1階にある第2学年と第1学年の教室等において、児童や教員23名を殺傷した。

【犠牲者】 8名 [1年男子児童1名 2年女子児童7名]

【負傷者】 15名 [児童13名(男子5名 女子8名) 教員2名]

第3章第4節 通学の安全管理 p72

平成24年 3月



平成25年 3月



3領域を網羅した指導と対策

地域ぐるみの学校安全体制
整備推進事業【学校・家
庭・地域の連携による教育
支援活動促進事業】

【通学路安全推進事業】

【交通安全に関する職員研修状況】

小学校	87.0%
中学校	82.5%
高等学校	69.7%
特別支援学校	72.7%
幼稚園	73.1%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

【通学路の安全点検状況】

	生活安全	交通安全	災害安全
小学校	98.4%	99.5%	90.0%
中学校	91.0%	94.8%	81.9%
特別支援(小)	75.2%	78.4%	68.7%
特別支援(中)	75.4%	78.5%	69.4%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

第3章第5節 事件・事故災害発生時の危機管理 p74

危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成 【学校保健安全法第29条】

【危険等発生時対処要領作成状況】

	生活安全	交通安全	災害安全
小学校	97.8%	88.7%	97.5%
中学校	94.9%	82.8%	95.4%
高等学校	86.2%	68.8%	91.0%
特別支援	96.2%	74.0%	96.1%
幼稚園	71.0%	58.7%	73.0%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

【津波想定マニュアル作成状況】

小学校	83.5%
中学校	76.5%
高等学校	70.0%
特別支援学校	68.8%
幼稚園	67.5%

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

学校における不審者への緊急対応の例 → p79参照

登下校時における緊急事態発生時の対応例 → p81参照

校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例 → p134参照

地震による災害発生時の一般的な連絡体制の例 → p135参照

電話・メール
の
過信禁物



第3章第6節 安全管理の評価 p82

評価の観点	評価の内容
学校環境	• 安全管理計画（結果の記録等） • 安全点検（項目、改善措置の状況等） • 事件・事故災害情報管理（連絡体制等）
学校生活	• 児童生徒（実態把握と行動状況等） • 教職員（安全への配慮、指導体制の整備状況等） • 安全管理と安全指導（効果的な関連づけ等）
不審者侵入対策	• 施設、設備（防犯システムの点検、保護者等の協力状況） • 不審者対応（関係機関との連携等）
登下校	• 通学路設定（点検と整備状況等） • 通学方法（犯罪被害防止の観点） • 関係機関との連携（地域ぐるみの体制等）
事件事故発生時	• 発生時の対処と研修（マニュアルと訓練、見直し状況） • 発生時の救急、連絡体制 • 自然災害への安全措置（教職員の対応マニュアル整備状況）
	* 発達の段階に応じ、児童生徒も評価に参加

第4章 事件・事故災害時における心のケア p87

子どもの 心のケア のために

— 災害や事件・事故発生時を中心に —

平成22年7月
文部科学省

(保護者用)

子どもの心のケアのために — PTSDの理解とその予防 —

1. はじめに

最近、自然災害や事件・事故が多発し、子どもたちの心身の健康に大きな影響を与えています。このような状況から、心に傷を受けた子どもたちの心のケアが重要になっています。自然災害や事件・事故等に子どもが遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その傷のまごとも繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障をきたすことがあります。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、ほとんどの場合は、時間の経過とともに癒れていきますが、このような状態が1ヶ月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害 (Posttraumatic Stress Disorder 通称PTSD)」(以下PTSDとする) と言います。

2. PTSDの原因

ストレスの受け方や影響は人によって大きく異なりますが、そのほとんどは時間の経過とともに癒れ消失していきます。ストレスには、日常的なストレスのほかに「①ショッキングな非日常的なストレス」や「②逆境・つらいできごとによるストレス」があり、特に①の場合は、PTSDになる可能性があります。たとえば、災害で家や家族・友人を失う、事故を目撃する、犯罪に巻き込まれるなどの強い恐怖や衝撃を受けた場合は、不安や不眠などのストレス症状が現れ、日常生活に大きな支障をきたすことがあります。これが長引くとPTSDになる可能性がありますので、早期の対応と予防心が大切です。

ショッキングな 非日常的ストレス

- 自然災害
(地震・津波・台風等)
- 火災
- 交通事故
- 犯罪被害

などによるもの

逆境・つらいでき ごとによるストレス

- 死別、別離
- 裏切られる
- いじめ
- 虐待

などによるもの

P91

⑥事件・事故災害時には、教職員が大きなストレスを受けることが多い。子どもの心の回復には、子どもが安心できる環境が不可欠であり、それには、周りの大人の心の安定が大切である。教職員自身のメンタルヘルスにも十分な配慮を受けて払うことが、子どもの心のケアにおいても重要となる。このことは保護者においても重要である。

Point 学校保健安全法第29条第3項 p215

第3項の「**その他の関係者**」としては、事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた**保護者や教職員**が想定されること。また、「必要な支援」としては、スクールカウンセラー等による児童生徒等へのカウンセリング、関係医療機関の紹介などが想定されること。

平成20年7月9日 学校保健安全法等の一部を改正する法律の公布について (文部科学省スポーツ・青少年局長通知)

学校安全の中核となる教職員等

【学校安全担当教諭等の役割】

危機管理マニュアルの策定と見直し

学校安全に関する校内体制の整備

教職員の危機管理意識の向上

児童生徒等への安全教育の充実

教職員に対する研修の実施

地域や関係機関との連携

「みやぎ学校安全基本指針」H24.10 宮城県教育委員会より抜粋

第5章第2節 家庭、PTAとの連携 p98

Point

家庭が担うべきものや担った方がよいものは家庭が担うようにしていくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要。

教育基本法 （家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第5章第3節 地域社会や地域関係機関・団体との連携 p99

「実践的防災教育総合支援事業」

- ・緊急地震速報等を使った主体的行動育成の実践的取組
- ・学校防災アドバイザーによるマニュアルのチェック
- ・被災地等でのボランティア活動への支援

「通学路安全対策推進事業」

- ・通学路の交通安全対策の検討及び通学路安全対策アドバイザーの派遣
- ・連絡協議会の開催

第5章第4節 地域学校安全委員会等の組織と効果的な実践活動 p102

中教審答申

地域学校安全委員会

学校と関係機関等が意見交換や調整を行う連絡会議

Point !

※ 平成7年に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)以降に発生した、負傷者50名以上の地震21回のうち、教職員が学校にいる時間帯(学期中の平日の日中)に発生した地震は3回である。このように教職員が不在の時の事例は圧倒的に多い。(気象庁の地震データより)

【地域の関係機関等との連携状況】

小学校	90.9%	(92.6%)
中学校	85.2%	(90.3%)
高等学校	69.5%	(76.2%)
特別支援学校	68.7%	(57.8%)
幼稚園	47.6%	(43.0%)

(学校安全の推進に関する計画に係取組状況調査平成24年3月末の状況)

別表 安全管理の対象、項目等 p106

付録 各種通知、参考情報等 p113

児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題・今後の学校安全の方向性

【学校における安全教育】

- 安全に関する知識、行動する力が課題
- 指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- ・指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全管理】

- 学校管理下の事故は増加傾向
- 不審者侵入、交通事故への対応
- 東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ・学校内の安全体制の確立(施設設備・組織)
- ・家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」 「創造」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- セーフティプロモーションの考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する情報収集体制の整備充実
- ・実証的な安全管理につなげる分析調査機能の強化
- ・優れた取組事例(ISS)などの推奨

○負傷
減少傾向

○死亡
ゼロとなるよう最大限
努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

*セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。

*ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。

3 防災教育

『落ちてこない・倒れてこない・移動してこない』場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害)

作成の手引き

地域性を反映した学校独自のマニュアルづくり



避難訓練の実施・評価・マニュアルの改善

事前の危機管理 → 発生時の危機管理 → 事後の危機管理

- 体制整備と備蓄
- 点検
- 避難訓練
- 教職員研修等

地震発生

- 初期対応
- 二次対応

- 安否確認
- 対策本部の設置
- 引き渡しと待機
- 避難所協力
- 心のケア
- 原子力災害



文部科学省

学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き



「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できないことから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。

※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。

※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。

校内の体制整備

地域・自治体
との体制整備

二次災害を
想定した準備

災害時に必要な
物品・備品の準備

体制整備と備蓄

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップが重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時それぞれに役立つ物品のリストアップ

中核となる教職員
全職員の参画
校内防災委員会

PTA
自治会
自治体の防災担当部局
消防署・警察署 等

地域性を踏まえた
二次災害の想定
適切な避難場所・経路
避難指示手順の明確化

情報収集
避難行動
避難生活
救護 等

参考資料

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言」

平成23年7月（東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」
平成22年3月（文部科学省）

点検

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検
- ・避難経路や避難場所の点検

キーワード

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」 →児童生徒自らが判断・行動できる力を！

「物が移動してこない」

避難訓練

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- ・二次災害（津波や火災等）からの避難や引渡し訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

教職員研修

- ・学校安全の中核となる教員の養成と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等での活用

研修内容の例

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の引き渡し等の方法
- ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ、教育内容、教材等に関する共通理解
- ・児童生徒の心のケアに関すること 等

発生時の危機管理

命を守る

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報
地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。

管理下

初期対応 p00

二次対応 p00

校内
校外
通学路

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない
場所への避難

素早い情報収集
適切な二次対応の判断
臨機応変な判断と避難
※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

管理外

休日
登校前
下校後



※正常化の偏見(バイアス)
自分にとって都合の悪い情報を
無視したり、過小評価したりして
しまう人間の心理特性



地震の発生

事後の危機管理 立て直す

対策本部設置

避難所協力

p00

事前に教職員が協力できる内容地域や防災担当部局と整備

心のケア

p00

健康観察によるストレス症状等の把握と対応

原子力災害

p00

情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し（待機）

p00

事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p00

連絡、通信手段の複線化を

p00

求められる機能とその業務内容的確な情報収集と発信、優先順位

事前の備えができていなければ、どうにもなりません！

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント		
体の健康状態		心の健康状態
・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか ・ 睡眠はとれているか ・ 吐き気・嘔吐が続いていないか ・ 下痢・便秘が続いていないか ・ 頭痛が持続していないか ・ 尿の回数が異常に増えていないか ・ 体がだるくないか		・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか ・ イライラ、ビクビクしていないか ・ 攻撃的、乱暴になっていないか ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか ・ 孤立や閉じこもりはないか ・ 無表情になっていないか
引き渡しのルールの例		
地域の震度 学校を含む	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、子どもを学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある子どもについては学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。		

デジタルとアナログ！
ハイテクとローテク！ → 全ての方法の複線化を！

学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開

平成7年1月 阪神・淡路大震災

○学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議

平成7年11月 第一次報告

平成8年 9月 第二次報告

平成10年3月防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開

H12鳥取県西部地震、H13芸予地震、H15年十勝沖地震、H16新潟県中越地震、H19能登半島地震、新潟県中越沖地震、H20岩手・宮城内陸地震等、震度6弱以上の地震18回

H21,4,1「学校保健安全法」施行

H20,H21 学習指導要領の改訂

平成22年度 防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 改訂

平成23年3月 東日本大震災

○東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究 平成24年3月

○東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

平成23年9月 中間とりまとめ

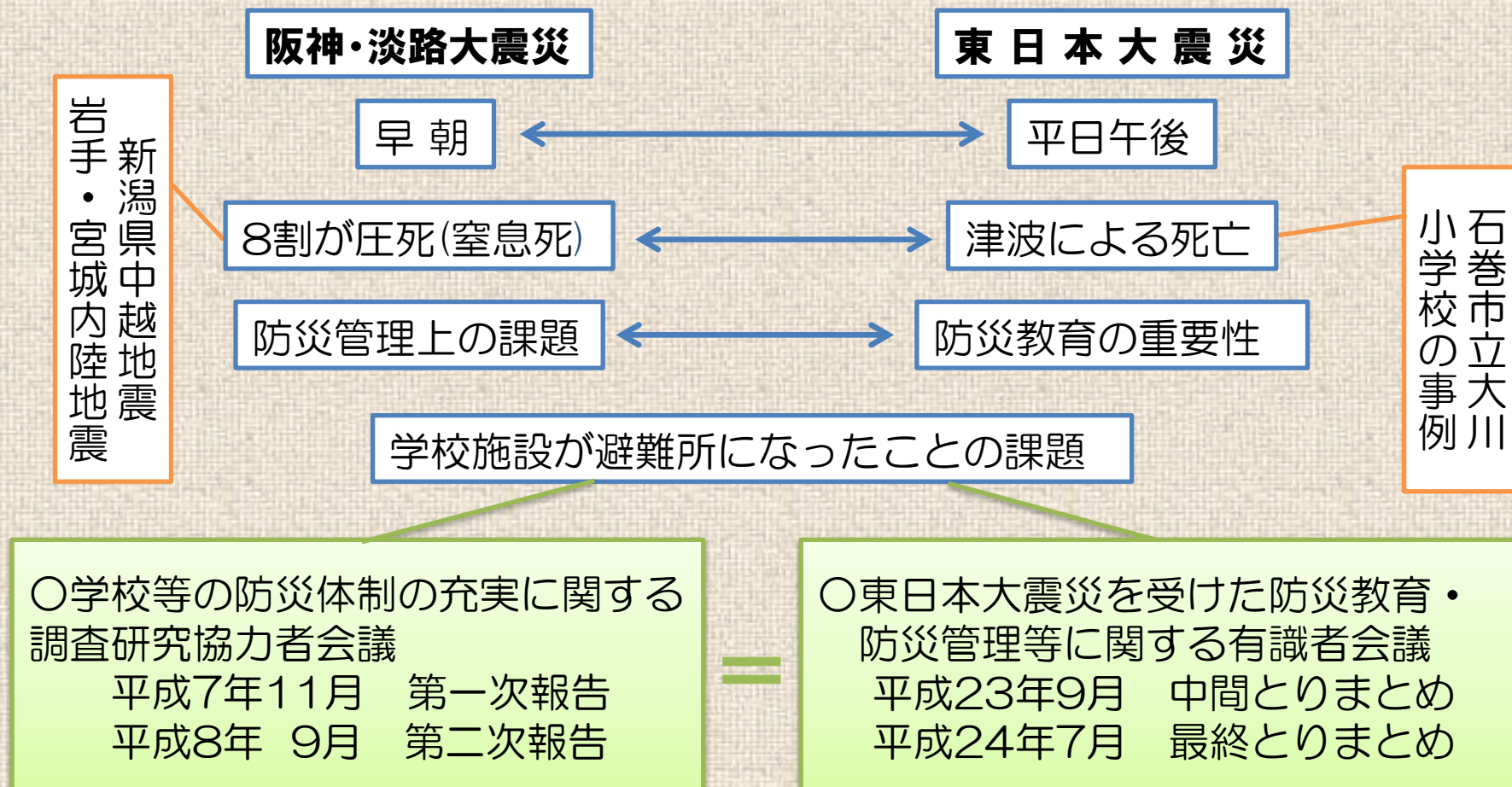
平成24年7月 最終とりまとめ

○「学校安全の推進に関する計画」
平成24年4月

H25.3 「生きる力」を育む防災教育の展開

【防災教育、防災管理、防災に関する組織活動】

第1章 学校防災の意義とねらい① p1~7



Point 自然災害が多発する日本では学校防災が重要

第1章 学校防災の意義とねらい② p1～7

避難訓練 $\neq$ 防災教育

【学校防災の構造】

学校防災

防災教育

防災管理

組織活動

安全学習

安全指導

心身の安全管理

生活や行動の安全管理

学校環境の安全管理

校内の協力体制
家庭及び地域社会との連携

対人管理

対物管理

Point 学校安全の構造に準じた学校防災の構造

【防災教育の目標】

「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。



Point 児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導が必要

防災教育に関する指導計画作成上の留意点

① 学校の所在する地域環境等の実情把握

② 指導内容の整理、関連教科等への位置付け

③ 新しい課題に対応できる弾力性

④ 多様な状況設定による避難訓練、評価と改善

⑤ 参考資料等を活用した教材の工夫

⑥ 体験的な学習の設定

⑦ 障害のある児童生徒への配慮

⑧ 家庭、地域、関係機関等との連携強化

⑨ 保護者を含めた学習機会の視点

⑩ 教職員の研修充実

⑪ 教職員、児童生徒、保護者等による評価の工夫

災害発生に備えた安全管理 (事前)

学校の立地環境と予測される災害

施設・設備等の安全点検及び改善措置

情報連絡体制の整備

非常用物資の備蓄管理

災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

- ・ハザードマップを参考、それを上回ることも視野に
- ・確実な点検、チェックリスト等を参照
- ・複数の手段と事前の共通理解
- ・避難所物資と学校待機時の物資は別々に
- ・火山災害、風水害、原子力災害の体制

災害発生時の対応 (発生時)

基本的な対応例

生活の場面ごとの対応例

災害別の対応例

- ・発生時の対応を時系列で
- ・登下校中や校外活動中、休日、夜間の対応
- ・火災、火山災害、風水害等の災害の対応

災害発生後の対応 (事後)

児童生徒等の心のケア

教育活動の再開に向けた対応

避難所としての対応

- ・マニュアルへの位置づけと平常時の教職員訓練
- ・再開までの手順と留意点
- ・児童生徒在校時、休日、夜間等の対応

校内推進体制の整備

- ・中核となる教職員の校務分掌上の位置付け

組織的な教職員研修の充実

- ・教職員研修の充実、児童生徒等や保護者等との合同研修

家庭、地域社会との連携

- ・地域の防災力を生かした防災教育
- ・学校施設が避難所となる場合の体制

防災キャンプの実施

- 避難所では、公民館や近隣の小学校、幼稚園との日頃からの連携や関係づくりが災害対応の面でもうまく働いた。また、地域コミュニティのまとまりの強さが避難生活にも生かされていた。そこで、関係機関との連携や豊かな地域作りが今後の防災には必要であると考えている。
- 今回、被害の少ない地域の学校の教職員については、他の学校の避難所の連絡係や宿直の勤務が行われたが、教職員については主に学校再開の支援など、学校教育再開のための業務に特化して活用することが望ましいと感じた。

【東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究】

3 学校における防災教育の手びき

平成25年11月 秋田県教育委員会発行

学校における
防災教育の手びき



2013

秋田県教育委員会

学校における防災教育の手びき

- 第1章 学校における防災教育について
- 第2章 自然災害の概要について
- 第3章 秋田県における
- 第4章 学校における防災教育の展開例について
- 第5章 幼児児童生徒の心のケアについて
- 資料編

特に

- 第4章 学校における防災教育の展開例については、
各校種に対応した、「学校安全計画例」「防災教育年間指導計画例」
「防災教育指導展開例」を記載

例を参考に、学校の状況や実情に応じた計画を立て、実施のために「手びき」を活用してほしい。

平成26年度

防災学習館活用推進事業

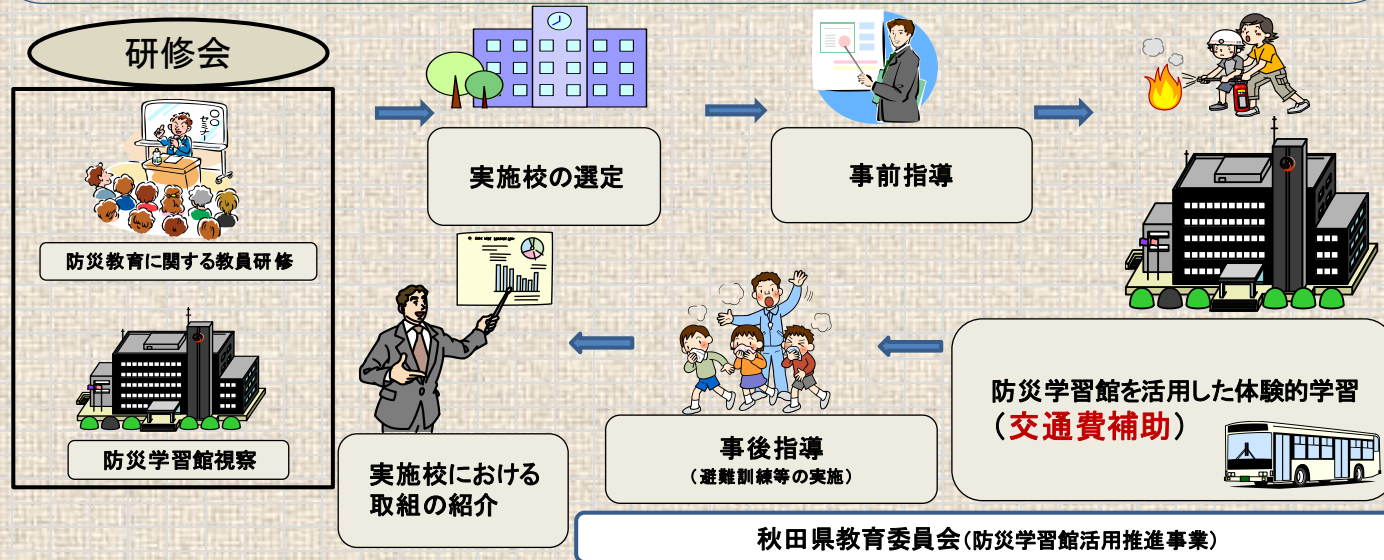
○事業の趣旨

東日本大震災を受け、教育機関における防災教育を支援し、県民の防災意識の高揚を図るため、県内唯一の疑似体験機能を有する防災センターが、平成26年3月「防災学習館」として、リニューアルオープンされた。

「防災学習館」では、防災シアター・ライブラリー・防災学習コーナーが新設され、地震・煙・初期消火コーナー、防災シミュレーター、パネル・ビデオ・展示品コーナー、コンピュータによるQ&Aコーナーなどの最新機器が導入された。

本事業は、防災学習館を活用した防災教育を支援し、体験的防災教育の推進を図ることを目的としている。

実施校として選定した**県内小・中学校に対して、交通費の補助を行う**
事前指導及び事後指導では、防災学習館での体験的防災学習との関連をもたせるなど、児童・生徒の災害に対する災害対応能力の育成をねらいとしている。さらに、本事業への取組を全県的に広げる場を設けることで、防災学習館を活用した防災教育が推進されることを期待している。



3 最新情報等

「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書より

各学校における防災教育の課題

○小学校

- ・災害等発生時に現実的な対応が図られるよう、学校と地域とが一体となった避難訓練の実施について検討をすすめる必要がある。
- ・保護者(車送迎)の参加等も想定した避難訓練にも取り組んでいきたい。
- ・災害の怖さを知る。大人の指示を迅速に聞くことができるようにする。
- ・避難の仕方、避難経路の確認、冷静に避難する態度の育成。
- ・地域の防災や安全マップを理解し、登下校時に災害発生した場合の対処の方法等を学習する場を各学校ごとに実施する。
- ・学校・家庭・地域・自治体が一体となった地域連携型防災教育。

「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書より

各学校における防災教育の課題

○中学校

- ・災害等発生時に現実的な対応が図られるよう、学校と地域とが一体となった避難訓練の実施について検討をすすめる必要がある。
- ・幼稚園・小学校と連携した避難訓練にも取り組んでいきたい。
- ・災害の事実を知る。普段から災害に備え、自ら考え自分の命を守れるようにする。避難場所を把握し防災知識を高める。
- ・自然災害等に対する正しい知識と、迅速な避難行動及び災害時に役立つ技能等の身につけが問題。
- ・自らの安全を確保しつつ、状況に応じて、他の被災者の力となれる知識や心を育てること。

「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書より

各学校における防災教育の課題

○高等学校

- ・地域や社会全体の安全について考え行動させるため、家庭や地域との連携を図りながら実践的な防災教育を推進すること。
- ・ボランティア支援活動等への参加など「自助」から「共助」への意識付け。
- ・継続可能な防災教育のカリキュラムの作成、学校間連携、地域・行政との連携が課題
- ・発生時間帯などを考慮した実効性のある避難訓練と応急手当、心肺蘇生法、AEDの操作等の災害時に役立つ技能を身につけ、活用できる訓練の実施。
- ・社会や地域に貢献することができる資質や態度を育成すること。また、体系的に取り組む防災教育の内容を整備することが課題。

「防災教育の体系的な指導に関する調査研究」報告書より

各学校における防災教育の課題

○特別支援学校

- ・地域の協力・連携のもとに防災教育を進めていくことが必要。
- ・自力で避難できない児童生徒に対する避難対策や対応の検討、時や場所等様々な条件下での安全対策を詳細に想定し、実情にあった計画を作成する。
- ・それぞれの障害程度の応じた防災教育や避難訓練等について、体系的に取り組む防災教育の内容を整備することが課題。
- ・児童生徒等の障害の状態、発達の段階、特性等及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避できるようにするとともに、必要な場合は援助を求めることができるようにする。
- ・災害発生時にパニックに陥らず冷静に行動でいるようにする体験型防災教育。

秋田県・防災教育指導者研修会

「事例に基づく学校防災」

～地域住民との連携もふまえて～

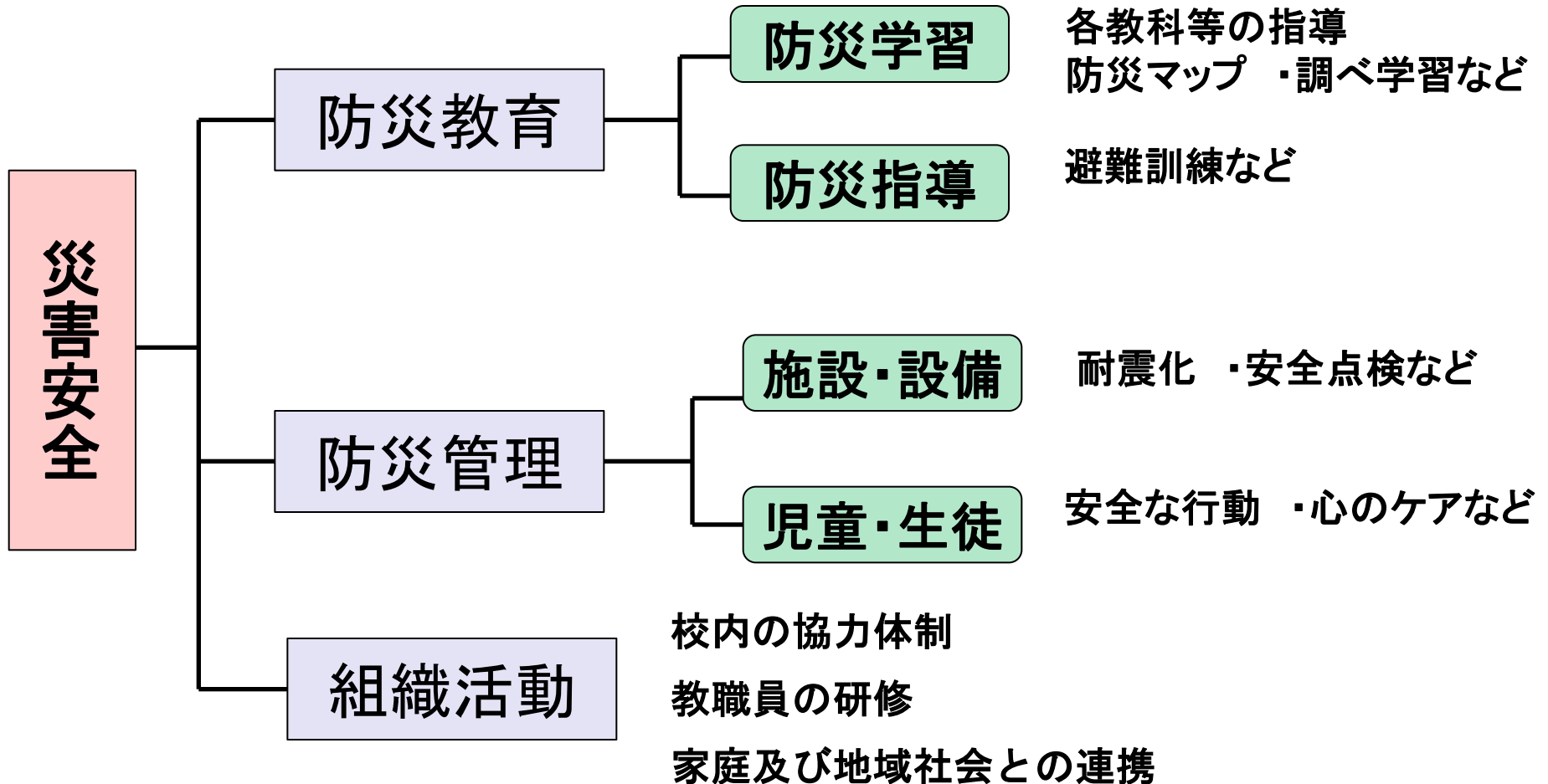
平成26年11月20日

鎌倉女子大学講師

板橋区教育委員会 学校防災・安全教育専門員

矢崎 良明

安全教育(災害安全)の構造



防災教育に関する国の方針

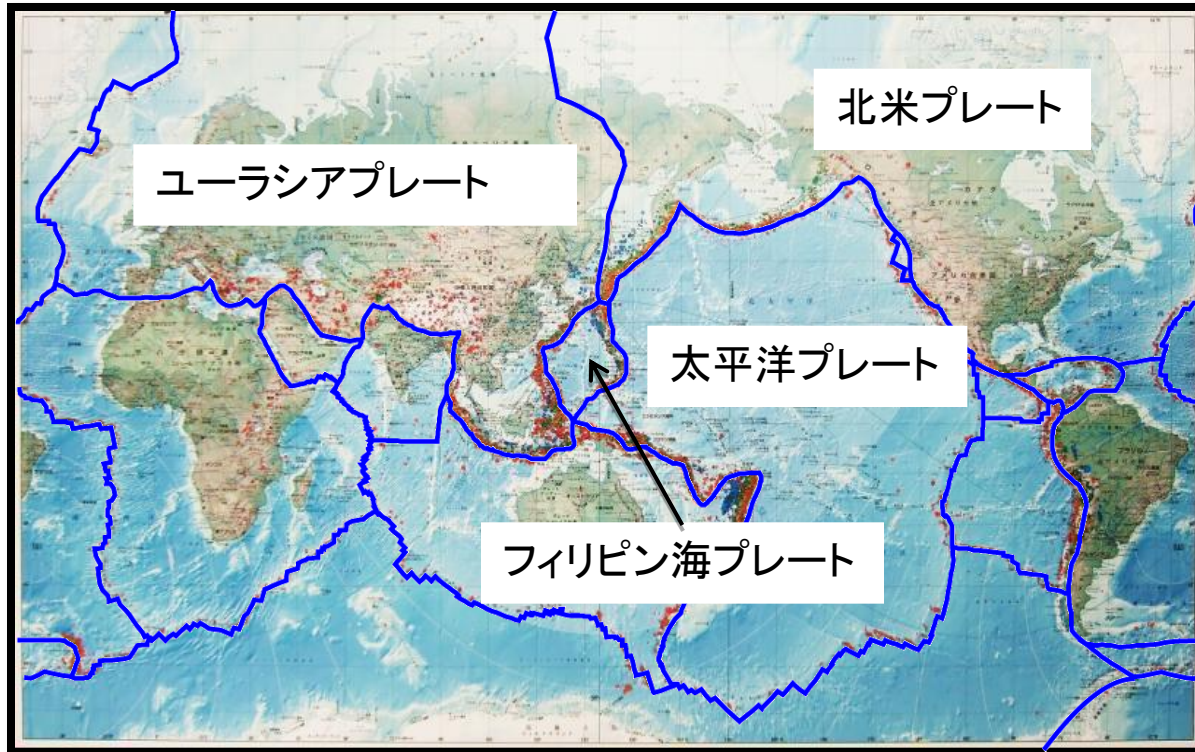
中央防災会議 防災対策推進検討会議(平成24年7月)

次世代の災害文化を構築するため、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理を行うほか、学習指導要領における防災教育の位置付けの明確化や防災を含めた安全について系統的に指導できる時間の確保の方策の検討など、学校における防災教育の一層の推進を図るべきである。

東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議 (平成24年7月)

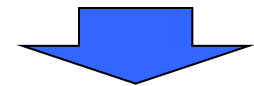
指導時間を確保し、指導を充実するため、国は、防災教育の系統的・体系的な指導内容を整理し、学校現場に対して分かりやすく示すなどの取組を推進していく必要がある。併せて、国及び学校の設置者において、学校現場における防災教育の実施状況を把握し、指導時間の確保に対する具体的事例や課題等を踏まえて必要な方策を検討することが求められる。さらに、防災を含めた安全教育について、教科等として位置付けるなど系統的に指導できる時間を確保すること、総合的な学習の時間の学習活動の例示として位置付けること、体育・保健体育において充てる時間を充実させることなどの方策について、その必要性や内容の検討等を行う必要がある

地球の表面は「プレート」と呼ばれる 約10枚の板で覆われている



日本の国土面積は、世界全体の約0.25%

M.6以上の地震約20%が日本で起きている



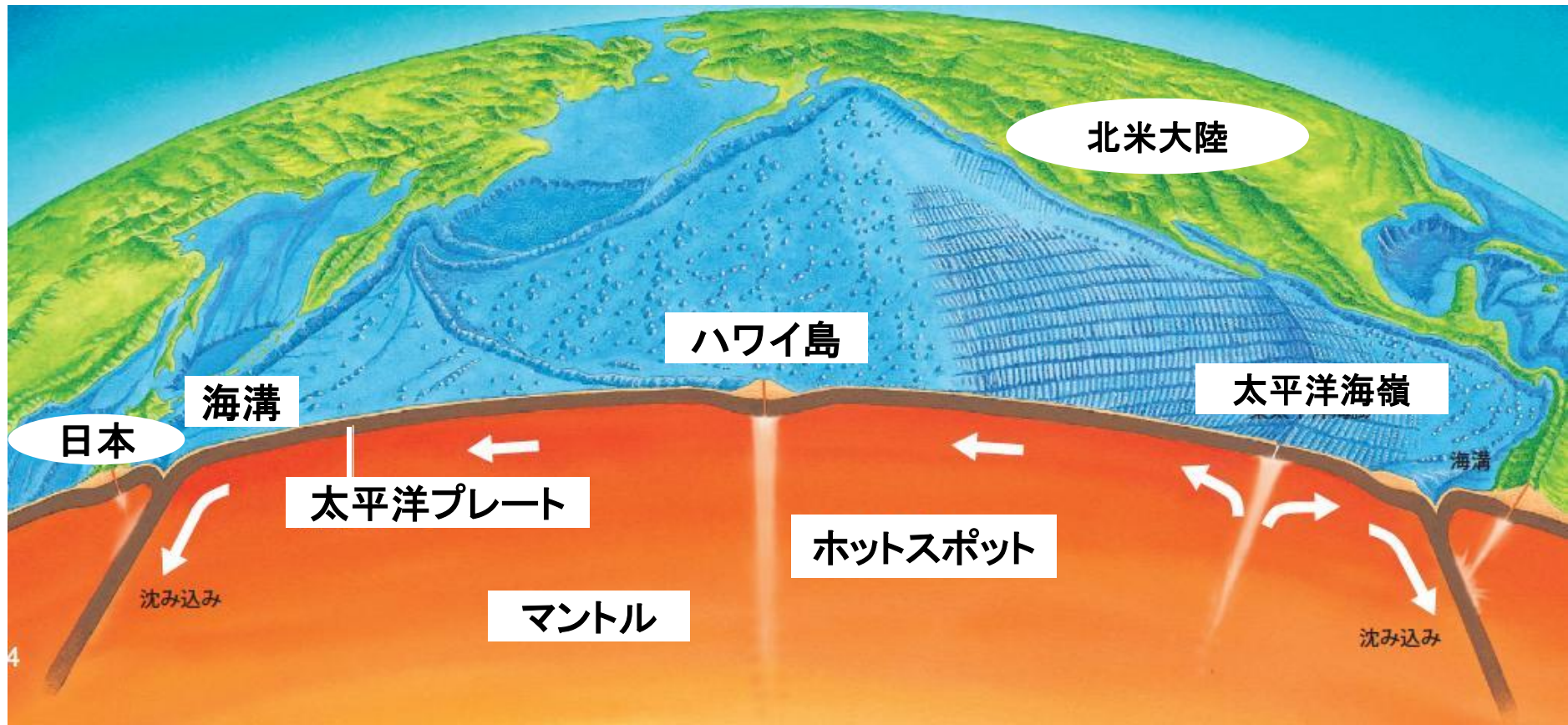
地震防災教育
の重要性

日本は、4枚のプレートが重なりあっている。

プレートの移動

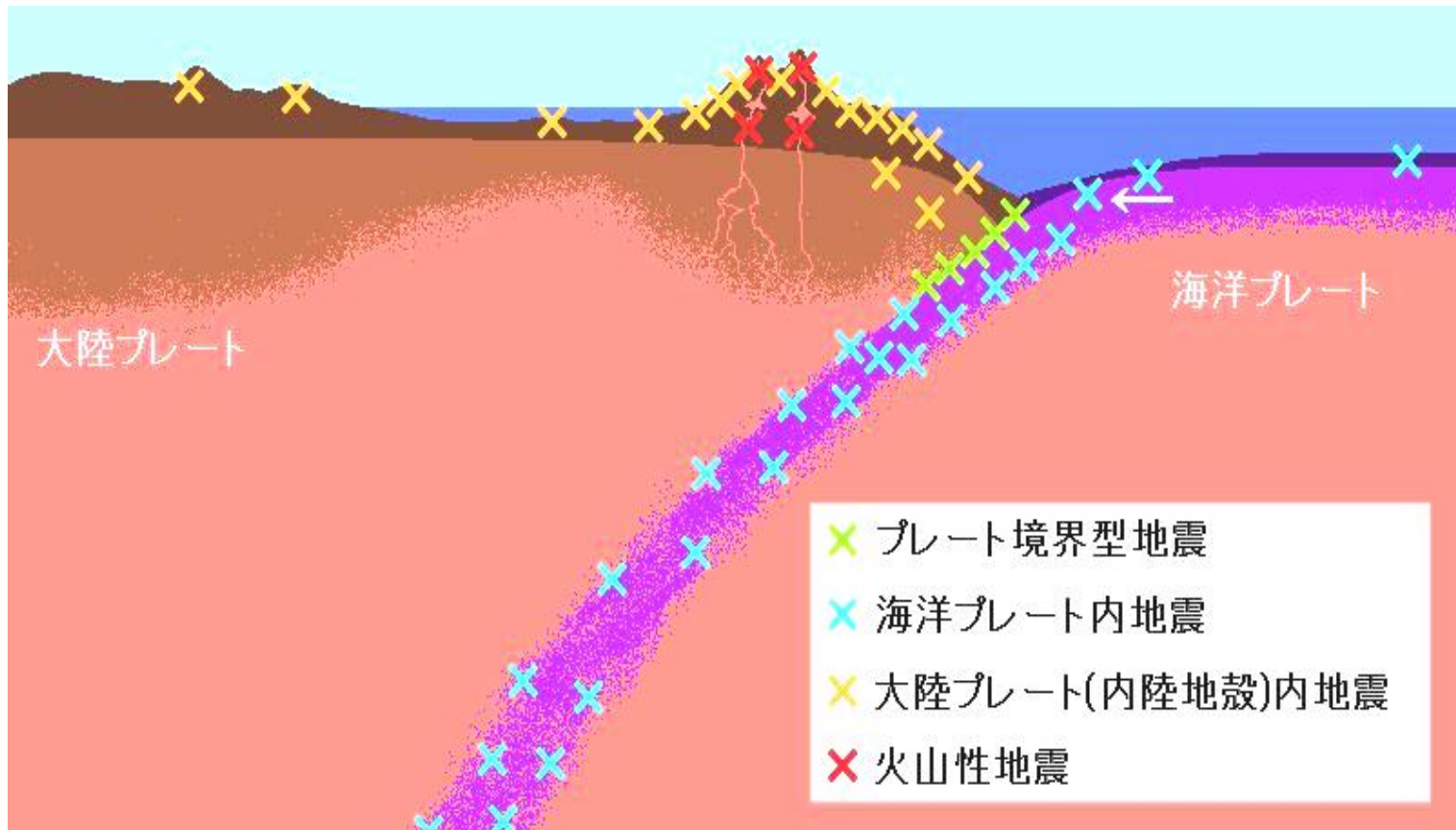
プレートの移動は、マンツルの対流によって、プレートが一定方向にひきずられるためで、その速さは1年に数cmと大変ゆっくりしています。

上昇したマンツルは、一部が溶けてマグマとなり、海嶺と呼ばれる海底山脈からあふれ出て固まり、海洋プレートとなって海底を移動し続け、やがて陸のプレートにぶつかります。海洋プレートは、陸のプレートの下に沈み込んでいきます。この沈み込む場所が、海溝やトラフという海底の深い溝です。



地震の種類

- ・プレートの境界で起きる地震(巨大地震が多い)
- ・内陸の直下型地震(阪神淡路大震災など)
- ・火山性地震
- ・その他



石巻市 大川小学校の津波被災

5月



9月



14:46 地震発生 校内で安全確保

14:49 津波警報(6m) 校庭に二次避難

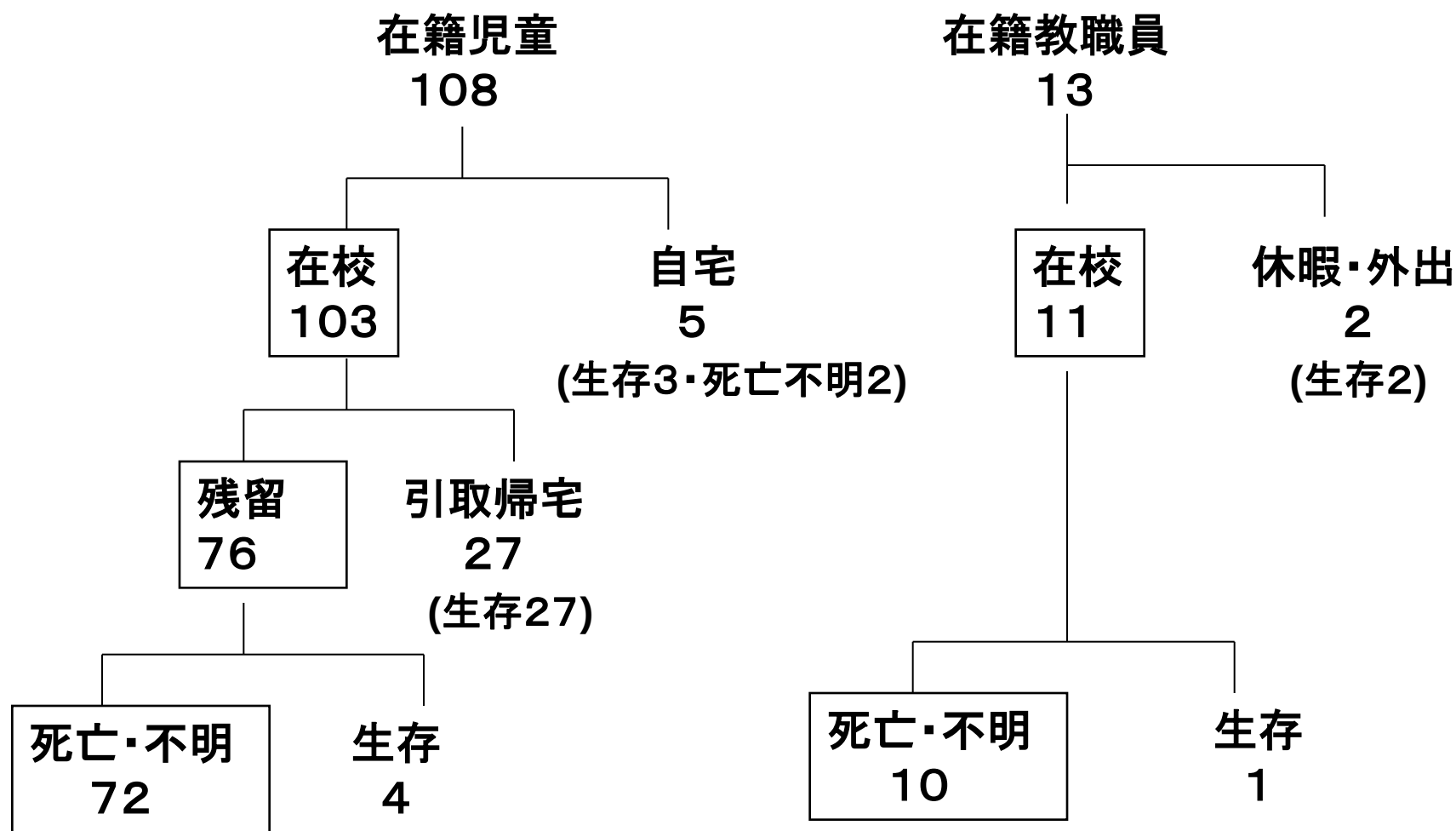
14:52 防災無線・津波警報 山に避難するか？

15:14 津波高(10m) 職員が児童の服等を校舎内に取りに行く

15:30 三角地帯に移動開始。新北上大橋付近から津波が越流。移動していた児童の前方から襲来。

15:37 陸上から来た津波が学校付近に到達。移動していた児童・教職員は両方から襲来した津波ののまれる

大川小学校児童・教職員の被災状況



(児童) 死亡・不明74・生存34

(教職員) 死亡・不明10・生存3

石巻市 大川小学校の津波被災(3)

教訓

- ① 職員の防災意識・危機管理意識の向上
- ② 緊急事態対応能力の育成と訓練
- ③ 学校に及ぶ災害の種類を具体的に想定したマニュアルを作成し関係者に周知
- ④ 教職員に依存しない避難所運営体制の整備
- ⑤ 保護者への引き渡しについて共通の意識
(高台に避難)

※ 教員養成課程における学校防災の位置づけ

「天災は忘れたころにやってくる」

■ 貞観地震

869年(貞観11年)
1142年前
5月26日
M. 8. 3以上
死者約1, 000人
想定震源域
宮城県沖から福島
県沖
津波が内陸深くそ
上した

・ 明治三陸津波

1896年(明治29年)
115年前
6月15日午後7時32分
M.8.2
死者・行方不明
21,959人
津波高さ
38.2m 綾里村
流失家屋 9,879戸
全壊家屋 1,844戸

■ 昭和三陸津波

1933年(昭和8年)
78年前
3月3日午前2時30
分
M.8.4
死者・行方不明
3,064人
津波高さ 28.7m
流失家屋 4,885戸
全壊家屋 7,009戸

海溝型地震の長期予測 (東日本大震災前)



3つの大震災の比較

東日本大震災

2011年

3月11日 14:46

M.9.0

津波被害

津波最大高 30m

(正式な発表なし)

全壊 98,000

焼失 279

死者・不明 18,773

阪神・淡路大震災

1995年

1月17日 5:46

M.7.3

建物倒壊被害

家具の転倒

全壊 104,906

焼失 7,036

死者・不明 6,437

関東大震災

1923年

9月1日 11:58

M.7.9

火災被害

津波最大高 12m

(熱海)

全壊 109,000

焼失 212,000

死者・不明 105,000

教育活動時間中の地震被害

日本海中部地震(1983年5月26日11:59 M7.7 最大震度5(当時の震度階))

- ・秋田県で、遠足の児童43名、教員が津波に巻き込まれ、児童13名が死亡
- ・給食前の配ぜん中の事故

鳥取県西部地震(2000年10月6日13:30 M7.3 最大震度6強)

- ・負傷児童生徒32名(軽傷)、死者なし
- ・施設設備の破損等(校舎壁面のひび割れ、照明の落下、外壁落下、天井一部落下)

東北地方太平洋沖地震(2011年3月11日14:46 M9.0 最大震度7)

- ・津波等による死亡児童生徒517名(4/26現在文科省)
在校中、自宅、下校園中様々な場合
- ・校舎・体育館の全半壊、流失、地盤沈下、非構造部材の落下・転倒

日本海中部地震

- ・1983年(昭和58年)5月26日11時59分
- ・能代市西方沖80km 深さ14km
- ・マグニチュード 7.7
- ・死者104人(内 津波による 100人)

・秋田県の被害(死者)

建物倒壊死者 4人

デパートのタワー倒壊

津波による死者 79人

能代港埋め立て工事 35人

遠足児童 13人

漁業関係者 10人

釣り人 10人

その他



防災教育・防災管理改善の視点1

避難訓練の見直し

今までの避難訓練と問題点

1. 緊急放送のサイレンを
鳴らす「ウー」

- ・揺れが大きいと放送できない

- ・サイレンより前に地震がおきている

↓

2. 「訓練、地震です。児童
皆さんは机の下に 隠れ
ましょう」

- ・地震に遭遇するのは教室だけではない。

- ・机がない場所もある。

↓

3. 「揺れがおさまったよう
です。校庭に避難しましょう」

- ・校庭に出る意味は？

- ・校庭にでられない

緊急地震速報の報知音による訓練

1.事前に「上から落ちてこない、横から倒れてこない」場所を探す指導をする。



2.緊急地震速報の報知音「ティロンティロン」を流す
地震の効果音「ゴー ガチャガチャン ゴー」を流す

3.(カウントダウンする)



4.安全な場所(落ちてこない・倒れてこない)に身を寄せる。

5.地震がおさまったことを想定して、教室または校庭に集合して、安否確認をする

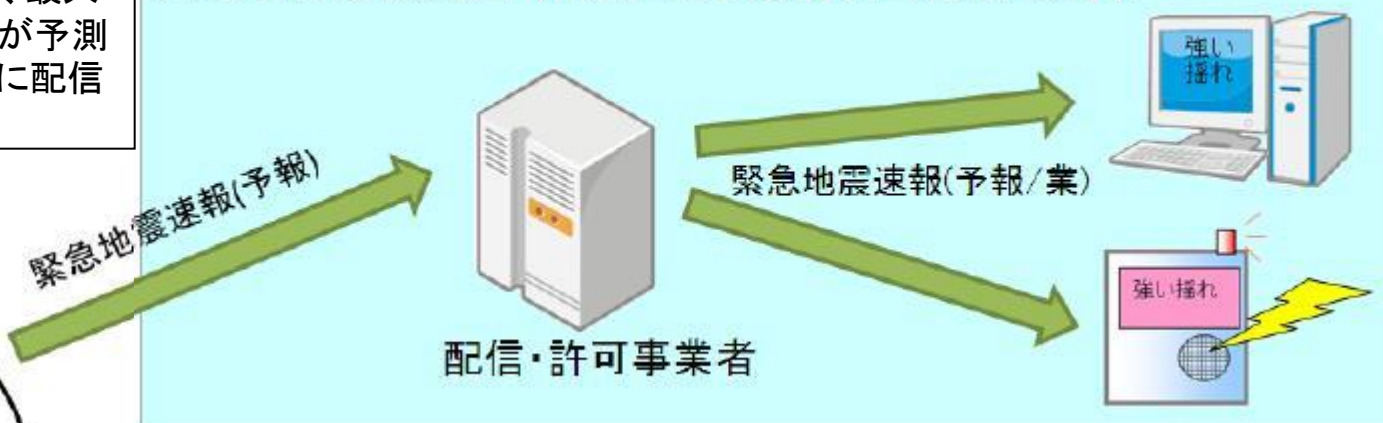
※訓練を重ねてきたら、1.3.は省略する

緊急地震速報の種類

高度利用者向け(インターネットによる配信) 速さ(4秒)

M. 3.5以上、最大震度3以上が予測される場合に配信

緊急地震速報(業)を回線等により利用者に提供するもの



一般利用者向け (テレビ、ラジオ、携帯など) 速さ(10数秒~20秒)

緊急地震速報(警報)を広く一般に向けて放送等するもの

最大震度5弱以上が予測され、震度4以上の地域に配信



「落ちてこない」「倒れてこない」場所に避難



「落ちてこない」・「倒れてこない」場所に避難」



防災教育・防災管理改善の視点2

保護者への引き渡し

発生時に保護者との連絡が困難になることを想定した対策をとる。

(1)学校を含むエリアの震度が5弱以上のときは、子どもは学校に待機させ、保護者は子どもを引き取りにくる

事前に配布し届けた引き取りカードを使用する

(2)震度が4以下の場合は、子どもを原則として下校させるが、交通機関に影響があり、保護者の帰宅が困難になるなどの理由がある場合は、学校で預かる

この場合は、「地震の影響で交通機関に影響が出たと報道された時は、学校で子どもを待機させてほしい」ということを事前に届け出ておく

(3)緊急メール、ホームページ、ツイッター等の通信手段は、連絡の手立てでなく、情報提供であること

保護者への引き渡しカードの例

緊急時引き渡しカード(例)					
(児童名) 年 組			(きょうだい) 年 組 年 組		
番 号	引き取り者氏名		連絡先(電話、住所)	児童との関係	チェック欄
1	保護者		電話[— —]		
			携帯[— —] 住所[]		
2					
3					
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合は児童を学校に待機させますか。 待機を希望する場合は右の欄に○をしてください。					

震度6弱以上の地震(兵庫県南部地震以後)

赤字は子どもが在校時に起きた地震

年月日	発生時刻	地震名	マグニチュード	最大震度
1995. 1.17	5:46	兵庫県南部	7.3	7
1997. 3.13	17:31	鹿児島県薩摩地方	6.4	6弱
1998. 9.03	16:58	岩手県内陸北部	6.2	6弱
2000. 7.01	16:01	新島・神津島近海	6.5	6弱
2000. 7.15	10:30	新島・神津島近海	6.3	6弱
2000. 7.30	21:25	三宅島近海	6.5	6弱
2000.10.06	13:30	鳥取県西部	7.3	6強
2001. 3.24	15:27	芸予	6.7	6弱
2003. 5.26	18:24	宮城県沖	7.1	6弱
2003. 7.26	7:13	宮城県北部	6.4	6強
2003. 9.26	4:50	十勝沖	8.0	6弱
2004.10.23	17:56	新潟県中越	6.8	7
2005. 3.20	10:53	福岡県西方沖	7.0	6弱
2005. 8.16	11:46	宮城県沖	7.2	6弱
2007. 3.25	9:42	能登半島	6.9	6強
2007. 7.16	10:13	新潟県中越沖	6.8	6強
2008. 6.14	8:43	岩手・宮城内陸	7.2	6強
2008. 7.24	0:26	岩手県沿岸北部	6.8	6弱
2009. 8.11	5:07	駿河湾	6.5	6弱
2011. 3.11	14:46	東北地方太平洋沖	9.0	7

子どもの生活時間家庭と学校

- 1 子どもの年間の生活時間(睡眠時間は含めず、起きている時間)を計算する
午前7時に起床し、午後10時に就寝したと仮定したとき

昼間の生活時間は一日 15時間

一年間にすると $15\text{時間} \times 365\text{日} = 5,475\text{時間}$ ①

- 2 子どもが学校で生活している時間と家庭で生活している時間を計算する
午前8:30に登校し、午後3:30に下校すると仮定

学校での生活時間は一日 7時間

一年間にすると、年間の登校日数を200日とする

学校での生活時間は7時間 $\times 200\text{日} = 1,400\text{時間}$ ②

家庭での生活時間は、①-② = 4,075時間 ③

- 3 子どもの生活時間の学校と学校以外の場所の割合

学校での生活時間

②÷①

$$1,400 \div 5,475 = 0.256$$

25.6%

④

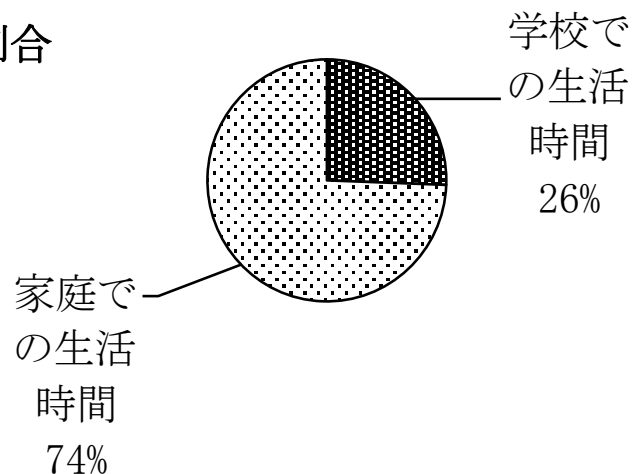
家庭での生活時間

③÷①

$$4,075 \div 5,475 = 0.744$$

74.4%

⑤



防災教育・防災管理改善の視点 避難所運営

- 地域防災訓練で実施している内容

炊き出し訓練、仮設トイレの設置、消火訓練、防災倉庫の確認、宿泊訓練

⇒ 避難所を開設訓練を

- 避難所長＝校長 になっていないか？

・年間時間の78%は学校に誰もいない。

職員がすぐ学校に来れない

⇒ 避難所長、副所長は 地域住民から新たに選定

- 体育館、防災倉庫、の鍵はどこ？

・門、玄関の鍵は住民が保持、でも使ったことがない

・体育館、防災倉庫の鍵は職員室

⇒ 地域住民がわかる場所へ保管場所を変更.

- 受付はだれが？ ・名簿記入に長蛇の列？

⇒ 受付カードを作成.

⇒ 体育館への誘導効率化と情報取扱いの柔軟性を実現.

- その他、校舎の配置や教員の住む場所などによって学校ごとに柔軟に対応する必要がある.

学校が避難所になったとき、学校職員は

1 地震が起こりうる時間

$365 \text{ 日} \times 24 \text{ 時間} = 8,760 \text{ 時間}$

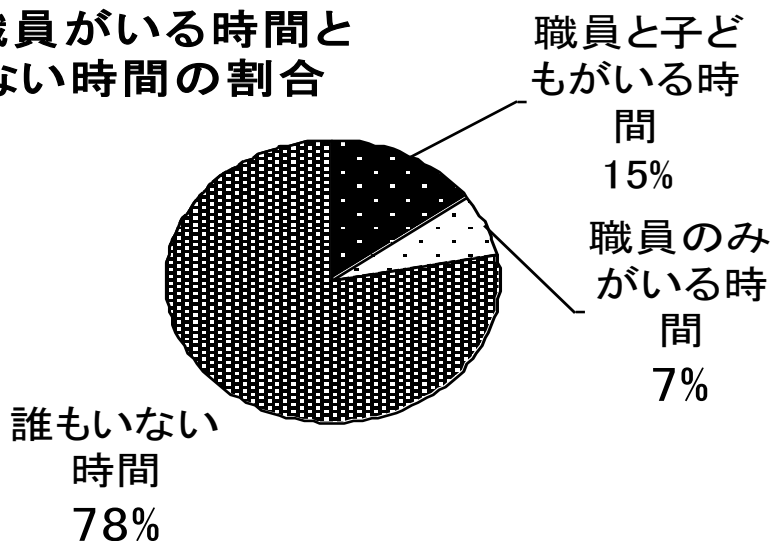
2 学校に職員が勤務している時間

$245 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 1,960 \text{ 時間}$

3 学校に職員がいても、子どもの指導にあたっています。

1 年間では $200 \text{ 日 (年間授業日数)} \times 6.75 \text{ 時間} = 1,350 \text{ 時間}$

学校に職員がいる時間と
誰もいない時間の割合



大地震発生時の学校の役割

1. 子供の安全管理と安否確認

在校時・・・安全の確保、安全管理

在宅時・・・職員が学校に集合
まずやることは

子供の所在、安否の確認、連絡手段の確保

2. 教育活動の再開への準備

施設の被害、避難所の使用、子どもの状況等により
教育活動の準備計画をたてる

3. 施設・設備の点検

授業再開や避難所として使用するための点検

4. 避難所運営への支援

東日本大震災・仙台市内小学校 避難所2か所の事例

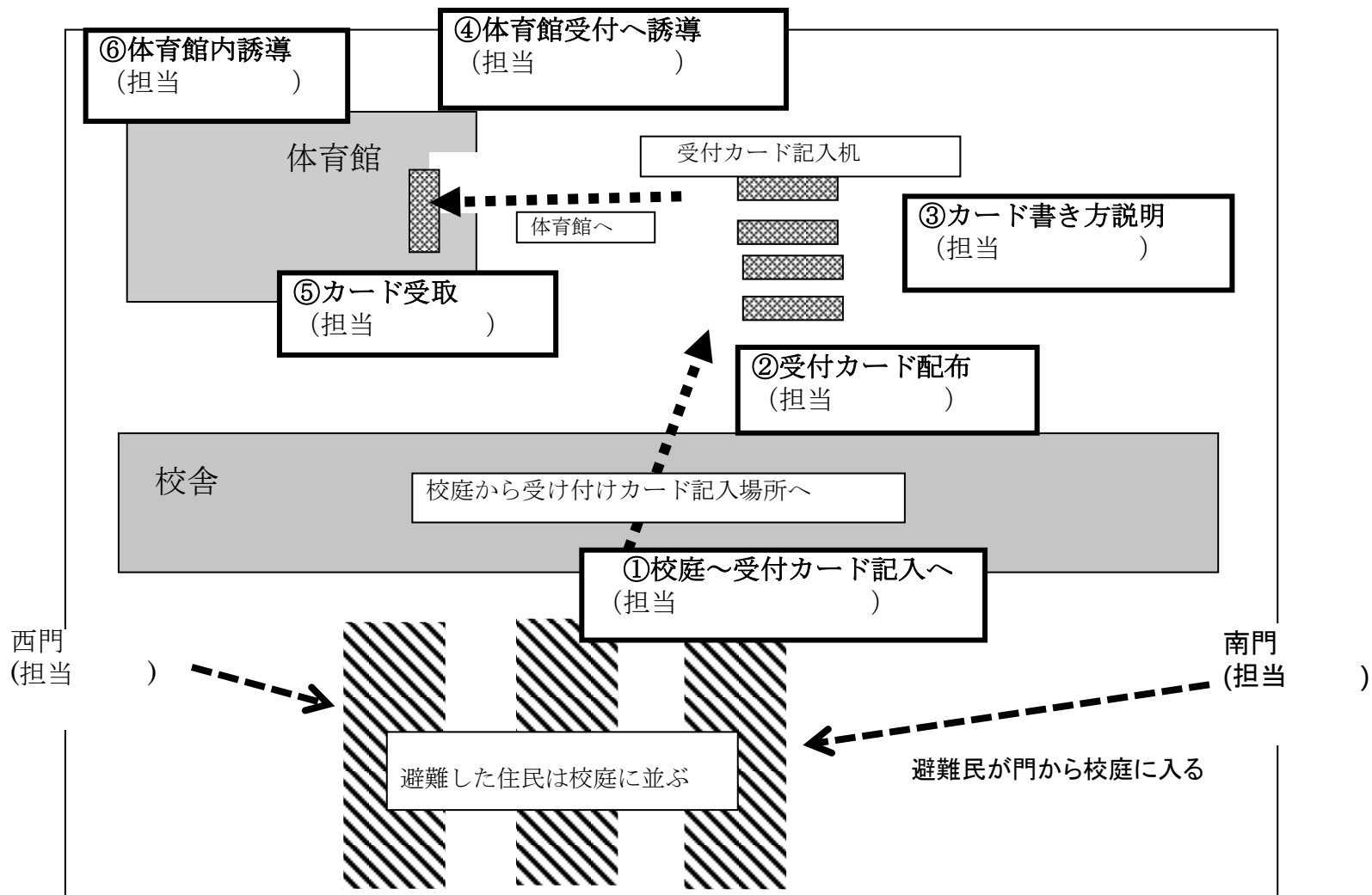
A小学校

- ・体育館、1階では間に合わず、2階も開放した。
- ・理科室の豆電球と乾電池で明かりを作った。
- ・「毛布がない」「食料がない」と避難民に詰め寄られた。
- ・トイレが詰まり、手袋・マスクで汚物をかき出した。プールから水を運び排水した。
- ・泥酔者が侵入し警察官に排除してもらった。

B小学校

- ・町会長の一声「先生方は子どもの安全管理をしっかりとってくれ、避難所は私たちが・・・」
- ・学校は、子どもの安全管理、引き渡し、学校再開に専念した。
- ・校長は、学校と避難所の橋渡しをした。

避難所開設の役割分担と避難住民の動線



避難所受付票 高島第一小学校

受付
番号

氏 名

住 所

電話番号

緊急連絡先

(必ず連絡がとれるところ)

●参考のため差し支えなければご記入ください

・介護が必要な場合、その内容

・病院の医師の薬を服用中で連絡の必要な場合がありますか

地域住民による避難所開設訓練

受付テーブルの準備



受付カード記入の説明書の準備



ここから先への
立ち入りは、
ご遠慮ください。

立ち入り禁止区域の表示



受付カードの配布



地域住民による避難所開設訓練

避難住民を校庭に並べ待機させる



体育館入口でカードを受け取る



受付カードを記入する



訓練終了



解 説

「学校における防災教育」について

- 1 東日本大震災について
- 2 防災教育への取組

県教育庁保健体育課 防災教育・安全班

1 東日本大震災について

平成23 年(2011 年)

東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)

(1)発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分

(2)震源及び規模(推定)

三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)

深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9. 0

※モーメントマグニチュードとは、岩盤のずれの規模をもとにして計算したマグニチュードのこと。値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難

(3)津波

3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表

津波の観測値(検潮所)

・えりも町庶野 最大波	15:44	3. 5m
・宮古 最大波	15:26	8. 5m以上
・大船渡 最大波	15:18	8. 0m以上
・釜石 最大波	15:21	420cm以上
・石巻市鮎川 最大波	15:26	8. 6m以上

・相馬 最大波 15:51 9. 3m以上

・大洗 最大波 16:52 4. 0m

被害状況等

平成26年9月11日(17:00)現在

(1) 人的被害

ア 死者 15, 889名

イ 行方不明 2, 601名

ウ 負傷者 6, 152名

(2) 避難者

全国の避難者数 245, 622名

※親族、知人宅や公営住宅、仮設住宅等への入居者も含む

4. 被災者支援の状況

(1) 避難の状況（復興庁 平成 26 年 8 月 29 日）

所在都道府県別の避難者等の数（平成 26 年 8 月 14 日現在）

（単位：人、団体数）

所在 都道府県	施設別				計	所在判 明市区 町村数
	A 避難所 （公民館、 学校等）	B 旅館・ ホテル	C その他 （親族・知人 宅等）	D 住宅等 （公営、仮設、民 間、病院含む）		
1 北海道	0	0	520	2,085	2,605	83
2 青森県	0	0	341	263	604	22
3 岩手県	0	0	355	31,734	32,089	(※1)29
4 宮城県	0	0	1,122	77,678	78,800	(※1)35
5 秋田県	0	0	444	584	1,028	20
6 山形県	0	0	585	4,328	4,913	32
7 福島県	0	0	(※2)2,851	76,149	79,000	(※1)46

平成26年度 東北地方太平洋沖地震の影響調査 地震の影響による転入学等の児童生徒一覧

市町村別在籍児童生徒数一覧(平成26年9月30日現在)

小学生(人)	165
中学生(人)	68
計(人)	233

岩手県から(人)	8
宮城県から(人)	51
福島県から(人)	172
その他(人)	2
計(人)	233

小学校1年生	27
小学校2年生	39
小学校3年生	21
小学校4年生	27
小学校5年生	28
小学校6年生	23
小学校合計	165
中学校1年生	32
中学校2年生	18
中学校3年生	18
中学校合計	68
小・中学校合計	233

		児童生徒数(人)	小学校		中学校	
			人数(人)	校数(校)	人数(人)	校数(校)
1	鹿角市	2	1	1	1	1
2	小坂町	2	1	1	1	1
3	大館市	4	3	1	1	1
4	北秋田市	4	3	2	1	1
5	上小阿仁村	0	0	0	0	0
6	能代市	16	11	4	5	3
7	藤里町	0	0	0	0	0
8	三種町	2	1	1	1	1
9	八峰町	0	0	0	0	0
10	秋田市	111	75	23	36	15
11	男鹿市	4	2	1	2	2
12	潟上市	9	8	3	1	1
13	五城目町	0	0	0	0	0
14	八郎潟町	0	0	0	0	0
15	井川町	0	0	0	0	0
16	大潟村	0	0	0	0	0
17	由利本荘市	13	10	4	3	2
18	にかほ市	6	5	1	1	1
19	大仙市	7	5	3	2	1
20	仙北市	19	16	2	3	1
21	美郷町	4	3	2	1	1
22	横手市	24	17	8	7	4
23	湯沢市	5	4	3	1	1
24	羽後町	1	0	0	1	1
25	東成瀬村	0	0	0	0	0

2 防災教育への取組

趣旨

公教育において児童生徒等が安全で安心な環境で学習生活等に励むことができるようにすることは不可欠なものであることから、各学校における事件、事故あるいは災害に対する、児童生徒等の安全の確保が的確になされるよう教育活動全体を通じた「学校安全推進事業」を展開する。

学校安全体制の整備に向けて

学校安全教育指導者研修会・・・学校安全体制の整備に向けて

災害安全関連事業

防災教育指導者研修会

防災教育外部指導者派遣事業

防災キャンプ推進事業

防災教育推進委員会 (年2回：有識者・関係機関等)

防災教育年間指導計画

防災学習館活用推進事業

防災教育実践事例集

防災教育学校訪問

地域連携モデル校による取組

各種研修会へ派遣

生活安全

生活安全教育指導者研修会

地域ぐるみの学校安全体制整備事業

スクールガードリーダー活動支援事業

安全管理

(対人・対物管理)

安全教育

(安全学習・安全指導)

組織活動

(研修含む)

「学校安全計画・危機管理マニュアル」
の作成・見直し

交通安全

交通安全指導者研修会

通学路安全推進事業

平成26年度

学校教育の指針



1

/ 11



全教育活動を通して取り組む教育課題

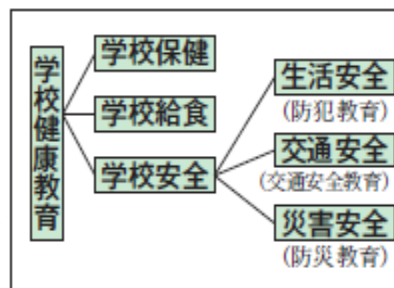
防 災 教 育

—— 自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒の育成を目指して ——

1 幼稚園教育要領・保育所保育指針・学習指導要領解説等における防災教育の位置付け

(1) 幼児の防災教育

- ・災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。
(幼稚園教育要領第2章健康2(Ⅲ)より)
- ・災害や事故の発生に備え、危険箇所の点検や避難訓練を実施する。
(保育所保育指針第5章健康及び安全2(2)イより)



(2) 児童生徒の防災教育

- ・安全に関する指導においては、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。
(小・中・高等学校学習指導要領解説総則編第3章第1節の3より)

2 防災教育の重点事項

各学校で作成した学校安全計画の下、教育活動全体を通じて系統的・計画的に取り組むこと

(1) 防災教育の充実

- ・発達段階や地域の実態等に応じた危険予測学習等の指導内容の工夫
- ・各教科・学級活動（ホームルーム活動）・学校行事等と関連を図った防災に関する指導の充実と学習教材の工夫・開発
- ・防災教育に関する施設（防災学習館等）の活用
- ・朝の会、帰りの会、SHR等を活用した日常的な防災に関する指導の充実
- ・地震・津波災害、火災、風水害等、様々な災害や時間帯を想定した避難訓練等の実施と事前・事後指導の工夫



(2) 安全管理の強化

- ・危機管理体制の整備と様々な場面を想定した学校独自の危機管理マニュアル（心のケアを含む）の作成と活用
- ・通学路の設定や安全な通学方法（災害時の対応を含む）の策定等安全管理の徹底
- ・定期、臨時、日常における避難器具、連絡機能、非常用物資等の点検の実施と改善



(3) 組織活動の充実（防災教育と危機管理を効果的に進めるために）

- ・安全な環境の整備、様々な場面を想定した避難訓練、心肺蘇生法、心のケア等の校内研修の充実
- ・家庭、関係機関、関係団体、地域のボランティア等との連携による災害に対する学校安全体制の強化
- ・家庭での実践的な教育機会の創出（家族防災会議の推進等）

防災教育の重点事項

防災教育

→指針P22

各学校等で作成した学校安全計画の下，教育活動全体を通じて系統的・計画的に取り組むこと

①防災教育の充実

◇地震・津波災害，火災，風水害等，様々な災害や時間帯を想定した避難訓練等を行う。さらに，事前・事後の指導を工夫する。

②安全管理の強化

◇危機管理体制の整備と様々な場面を想定した学校独自の危機管理マニュアル（心のケアを含む）を作成し，その活用を図る。

③組織活動の充実

◇家庭，関係機関，関係団体，地域のボランティア等との連携による災害に対する学校安全体制を強化する。

本県の課題

- ▶防災教育・安全管理・組織活動が充実する実効性のある学校安全計画や危機管理マニュアルへの見直しが必要である。
- ▶二次災害の想定や地域と連携を図った避難訓練等，様々な状況に対応できる取組が必要である。
- ▶休憩時間，放課後等の災害発生時における適切な対応の検討が必要である。

目指す児童生徒の姿

◎自分の命は自分で守ることができる。

学校安全計画 〔学校保健安全法第27条〕

- 学校において必要とされる安全に関する具体的な実施計画
- 学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ，毎年度作成されるべきもの

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル） 〔学校保健安全法第29条〕

- 危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るために作成するもの
- 各学校の実情に応じたものとし，作成後は，随時適切な見直しを行うことが必要

平成26年度学校安全調査より(1)

避難訓練回数（単位：回数）

	平成24年度(実施)					平成25年度(実施)					平成26年度(予定も含む)				
	①授業時間	②休み時間	③清掃時間	④放課後(部活動)	計	①授業時間	②休み時間	③清掃時間	④放課後(部活動)	計	①授業時間	②休み時間	③清掃時間	④放課後(部活動)	計
幼稚園	126	40	0	5	171	140	18	0	8	166	138	18	0	9	165
小学校	432	204	10	6	652	425	207	11	12	655	418	223	21	12	674
中学校	182	69	10	11	272	196	62	12	11	281	194	73	12	19	298
高等学校	85	11	0	7	103	82	12	0	6	100	89	11	2	8	110
特別支援学校	36	10	0	4	50	48	6	0	8	62	48	6	0	8	62

避難訓練平均回数（単位：回数）

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全校種平均	小・中・高・特支の平均
平成24年度	9.5	2.9	2.2	1.9	3.8	3.0	2.6
平成25年度	10.4	3.0	2.3	1.9	4.8	3.1	2.7
平成26年度	10.3	3.0	2.5	2.1	4.8	3.2	2.8

目標値は、小・中・高・特支の避難訓練平均回数3.0回

平成26年度学校安全調査より(2)

地域と連携した防災訓練等の実施状況(県立学校含む)

	平成24年度(実施)		平成25年度(実施)		平成26年度(予定含む)	
	①実施	②実施せず	①実施	②実施せず	①実施	②実施せず
幼稚園	5	13	12	4	12	4
小学校	51	176	66	156	81	141
中学校	26	94	32	89	44	77
高等学校	16	37	19	33	19	33
特別支援学校	3	10	7	6	7	6

	平成24年度(実施)		平成25年度(実施)		平成26年度(予定含む)	
	①実施	②実施せず	①実施	②実施せず	①実施	②実施せず
幼稚園	27.8%	72.2%	75.0%	25.0%	75.0%	25.0%
小学校	22.5%	77.5%	29.7%	70.3%	36.5%	63.5%
中学校	21.7%	78.3%	26.4%	73.6%	36.4%	63.6%
高等学校	30.2%	69.8%	36.5%	63.5%	36.5%	63.5%
特別支援学校	23.1%	76.9%	53.8%	46.2%	53.8%	46.2%
全校種平均	23.4%	76.6%	32.1%	67.9%	38.4%	61.6%

目標は、平成29年度まで50%を目指す

平成26年度学校安全調査より(3)

Q. 学校保健安全法第27条に定める学校安全計画を策定していますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
学校数	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校
策定している	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校
策定していない	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(4)

Q. 学校安全計画の中に、職員の研修等について盛り込まれていますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
生活安全	170 校	95 校	29 校	0 校	12 校	12 校	318 校
災害安全	166 校	96 校	29 校	0 校	12 校	12 校	315 校
交通安全	155 校	85 校	19 校	0 校	5 校	9 校	273 校
盛り込んでいない	45 校	21 校	18 校	0 校	0 校	2 校	86 校
計	536 校	297 校	95 校	0 校	29 校	35 校	992 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(5)

Q. 定期的又は必要に応じて学校安全計画を検証しましたか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
検証した	211 校	114 校	38 校	0 校	12 校	15 校	390 校
検証しなかった	10 校	7 校	14 校	0 校	1 校	1 校	33 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(6)

Q. 学校保健安全法第29条に定める危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成していますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
作成している	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校
作成していない	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校	0 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(7)

Q. 危機管理マニュアルの中に学校安全の3領域の内容を盛り込んでいますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
生活安全	216 校	114 校	47 校	0 校	13 校	15 校	405 校
防災	220 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	422 校
交通安全	194 校	96 校	33 校	0 校	6 校	11 校	340 校
計	630 校	331 校	132 校	0 校	32 校	42 校	1167 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(8)

Q. 危機管理マニュアルの中に、事故事件災害発生後における児童生徒等とその家族への対応策や事実経過の確認方法等について盛り込んでいますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
盛り込んでいる	197 校	109 校	43 校	0 校	10 校	12 校	371 校
盛り込んでいない	24 校	12 校	9 校	0 校	3 校	4 校	52 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(9)

Q. 定期的又は必要に応じて危機管理マニュアルの検証をおこないましたか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
検証した	204 校	112 校	46 校	0 校	13 校	14 校	389 校
検証しなかった	17 校	9 校	6 校	0 校	0 校	2 校	34 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(10)

Q. 危機管理マニュアルを保護者に周知していますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
周知している	103 校	59 校	7 校	0 校	2 校	13 校	184 校
周知していない	118 校	62 校	45 校	0 校	11 校	3 校	239 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(11)

Q. 避難所になった場合の対応等について、貴校と自治体防災担当部局や地域住民との間にあらかじめ連携する体制が図られていますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
図られている	100 校	70 校	22 校	0 校	6 校	8 校	206 校
	45 %	58 %	42 %	0 %	46 %	50 %	49 %
図られていない	121 校	51 校	30 校	0 校	7 校	8 校	217 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(12)

Q. 災害時における児童生徒等の引き渡し方法や待機方法について、保護者との間で手順やルールを決めていますか。

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
決められている	193 校	98 校	14 校	0 校	8 校	15 校	328 校
決められていない	28 校	23 校	38 校	0 校	5 校	1 校	95 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

平成26年度学校安全調査より(13)

Q. 学校現場に即した助言ができるよう学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されていますか。

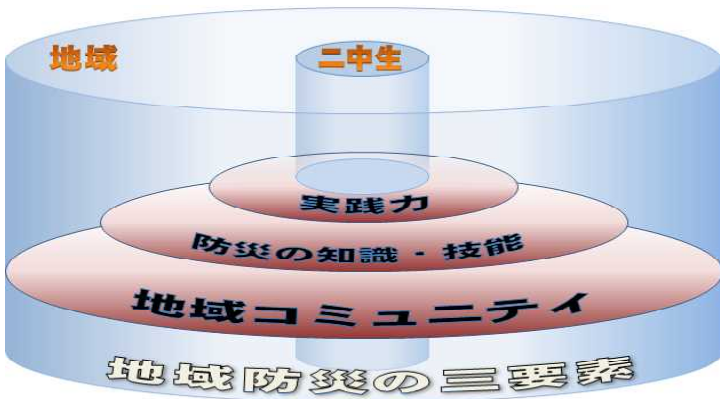
	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	幼稚園	計
整備されている	55 校	41 校	9 校	0 校	4 校	4 校	113 校
整備されていない	166 校	80 校	43 校	0 校	9 校	12 校	310 校
計	221 校	121 校	52 校	0 校	13 校	16 校	423 校

平成25年度実績

1 実践の概要

タイトル	地域防災体制づくりのためのコミュニティ形成から実践まで（大館市立第二中学校）
概要	所属町内を単位として、防災意識の高揚と組織形成及び実践力の向上を総合的に推進する年間を通した取組 期日：平成26年4月1日（火）～平成27年3月31日（火） 場所：大館市立第二中学校及び学区内各町内 時間帯：総合的な学習の時間、休業日 参加者（延べ人数）：生徒560名、教職員85名、保護者30名、小学生110名、地域住民1,000名以上

2 実践内容

実践方法と進め方	工夫した点○ 苦勞した点●
1 主題 助けられる人から助ける人へ ～アヤマの里の防災リーダーを目指して～ 地域防災は地域の人々の日ごろのつながりの中で展開され、災害発生時は、そのつながりが大きな効力を発揮する。本実践は高齢化が進む地域の中で、戦力として期待される中学生が中心（リーダー）となって、地域防災の体制づくりを推進しようとする試みである。 2 防災活動を支えるコミュニティの形成 （1）地区運動会への参加協力 －6月8日（日）：小学校グラウンド 地域主催運動会に参画し、住民の一人としての自覚を高める。 （2）町内祭典への参加協力 －7月15日（火）：各町内 各町内ごとに実施される祭典行事の維持・保存に寄与する。 （3）交通安全聖火リレーへの参加協力 －10月5日（日）：地域全体 地域行事で積極的に活動する中学生の姿を住民に周知する。 （4）郷土料理の調理と会食 －10月17日（金）：学校 地域住民の指導によるきりたんぼの調理、会食を行い交流を深める。 （5）地域文化祭への参加協力 －11月9日（日）：地域公民館 地域住民の一人として地域文化祭を盛り上げる。 3 防災の知識と技能の獲得	【本校が考える地域防災の構造】  【地区運動会】 ○運営役員として陸上部員を派遣 ○地域（釈迦内）音頭の踊り手として学芸部（文化部）員を派遣→地域住民の指導により事前練習を実施  【町内祭典】 ○祭典参加の時間確保（当日は休業日） ○町内からの生徒派遣願いの受理と参加町内の調整 ●生徒数の減少により、所属の生徒だけでは祭典運営が困難になっている町内が増加 【郷土料理の調理・会食】 ○婦人会の協力による事前準備 ○沖縄県嘉手納中生徒との交流 ●生徒全員分のきりたんぼを焼き上げるための用具の準備  【地域文化祭】 ○3年生が参加 ○学校祭合唱コンクールで発表した曲を公演

(1) 年3回の防災避難訓練 －学期に1回ずつ：学校 ・地震1、火災2（通常時、積雪時） ・避難路の点検と整備（除雪） (2) 救命救急講習 －8月2日（土）：体育館 ・指導者要請（消防署員） ・AEDの操作の仕方 ・心肺蘇生の仕方 ・けが人搬送の仕方	【防災避難訓練】 ○緊急地震速報の受信を想定した避難訓練 ○積雪時の避難訓練による避難路の確保 ○防災用具（ヘルメットと軍手）の常備 【救命救急講習】 ○消防署員による指導 ○地域住民、保護者、生徒、教職員の参加 ○修了証の授与 ●参加人数に応じたAED機材の準備 
4 地域防災活動の計画と実践 (1) 地域防災会議（防災活動年間の計画） －7月15日（火）：総合的な学習の時間 (2) 防災活動の打ち合わせ（年2回） －長期休業前：自治会長宅訪問、電話 (3) 地域防災活動の実践 －長期休業中：各町内ごと ・夏休み、冬休み各1回	 【地域防災活動】 ○自治（町内）会長等との防災計画立案会議を実施 ○夏季の防災活動は町内ごとに様々な活動が展開（写真は安否札の配付の様子） ○冬季は防災施設等の除雪作業

協力・連携先の分類	団体名・組織名	協力・連携の内容
学校・教育関係	・ 釈迦内小学校	・ 防災活動の周知と参加呼びかけ（年々増加）
保護者・PTA関係	・ PTA体育厚生部	・ 救命救急講習の運営
地域組織	・ 釈迦内地区町づくり協議会 ・ 釈迦内地区婦人会 ・ 釈迦内地区各自治（町内）会 ・ 行政協力員協議会 ・ 釈迦内の子どもを育てる会 ・ 釈迦内交通安全協会	・ 町づくり協議会が中心となって町内会長の協力を後押し ・ 学校報の学区全戸への配付により防災活動を周知 ・ 学校報の配付は、行政協力員協議会が協力を後押し
国・地方公共団体・公共施設	・ 大館市消防署北分署 ・ 釈迦内公民館	・ 防災計画の立案での助言及び救命救急講習の指導（大館消防署北分署）

3 成果と課題

成 果	1 町づくり協議会のような地域の中心組織の存在が、各諸団体との連携を円滑にしている。地域全体で日常的なあいさつなど活発なコミュニティが形成されてきた。 2 各町内ごとに防災活動のアイデアが多様になってきており、防災意識が高まってきていることが実感できる。 3 長期休業日の防災活動に小学生が多数参加してくれるようになってきた。
課 題	1 保護者の参加を増やすことが課題である。 2 学校統合により地域が広域になる。新たなコミュニティ形成を始める必要がある。 3 平成24年に作成した防災マップを地域の実情に応じて見直し、修正を加えていく取組が必要である。
今後の継続予定	1 平成27年度に近隣の中学校2校と統合し、北陽中学校として生まれ変わることにしているが、本校が進めてきた防災活動は新設校においても推進する予定である。 2 新しく編制される地域との連携においては、これまで各学校で進めてきた活動をそのまま踏襲するには困難も予想されるため、地域連携委員会を立ち上げ調整を図る。

防災への取組に関するアンケート

◇対 象

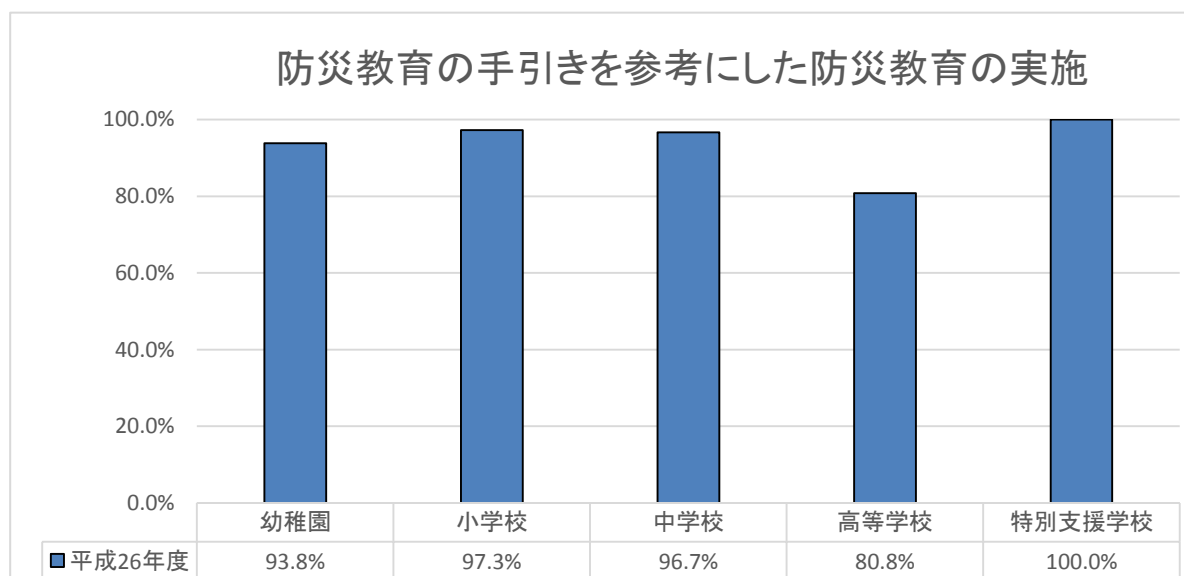
県内市町村立学校及び県立学校

(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)

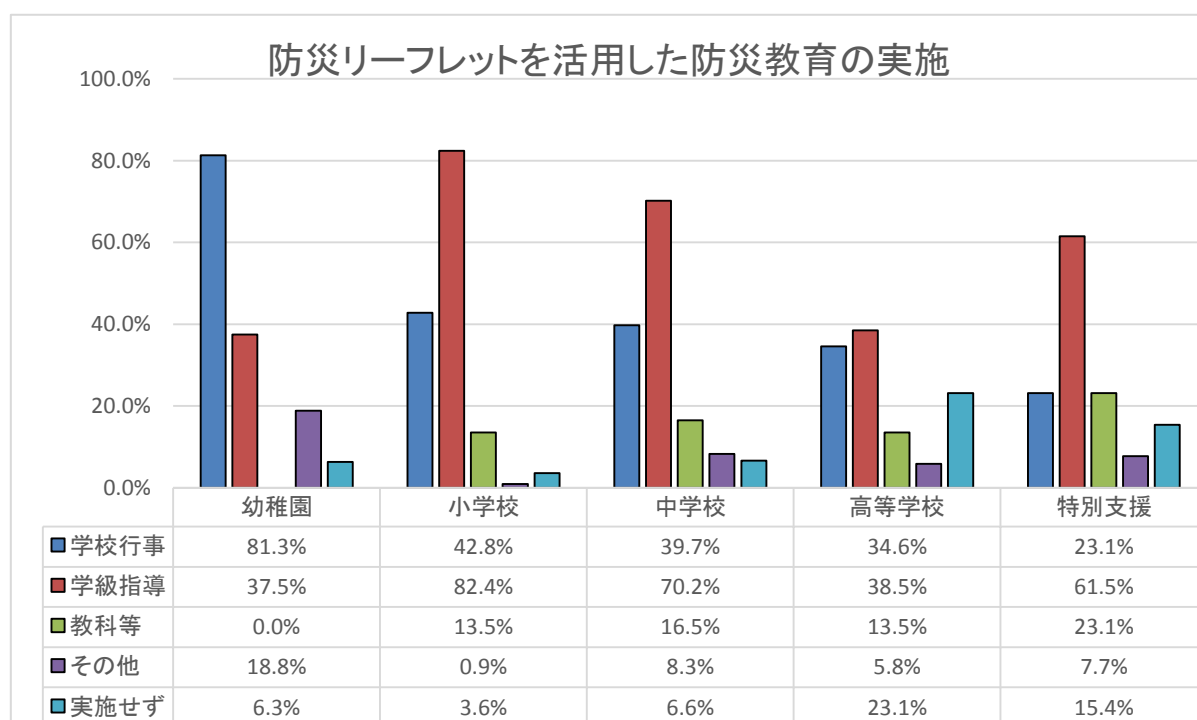
◇平成24・25年度は実績、平成26年度は見込を含む

1 防災教育の手引き・リーフレットの活用状況(H26)

(1) 防災教育の手引きの活用状況(H26)

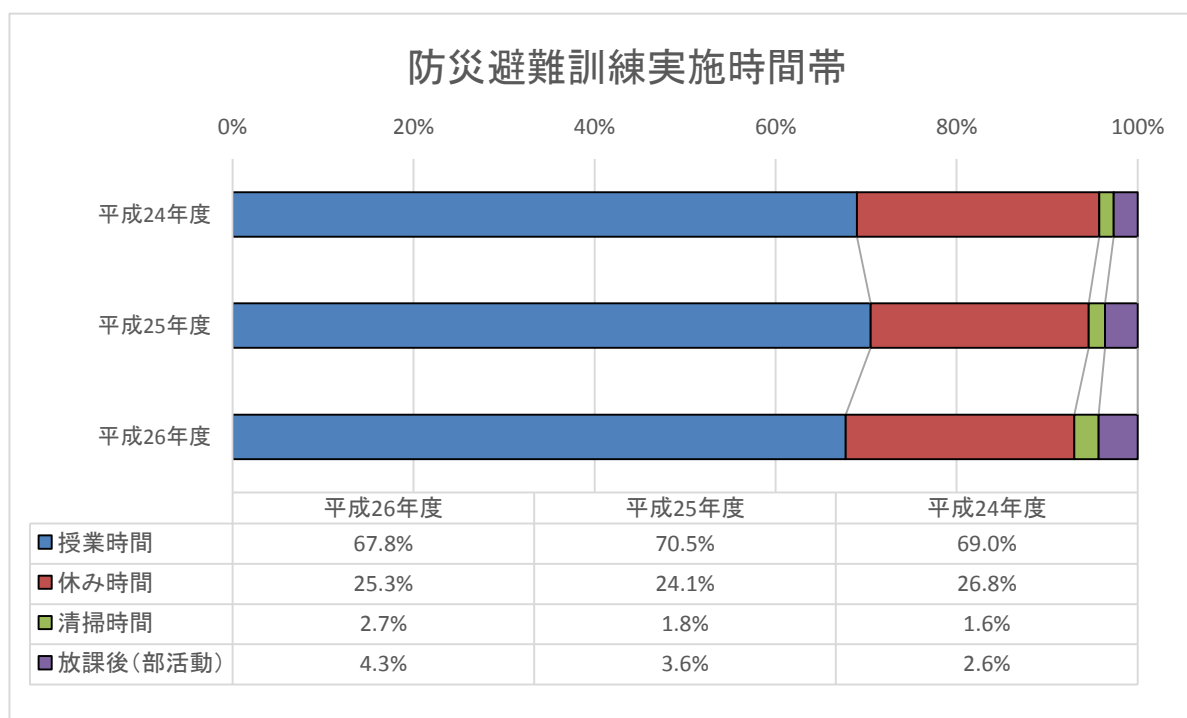


(2) 防災リーフレットの活用状況(H26)

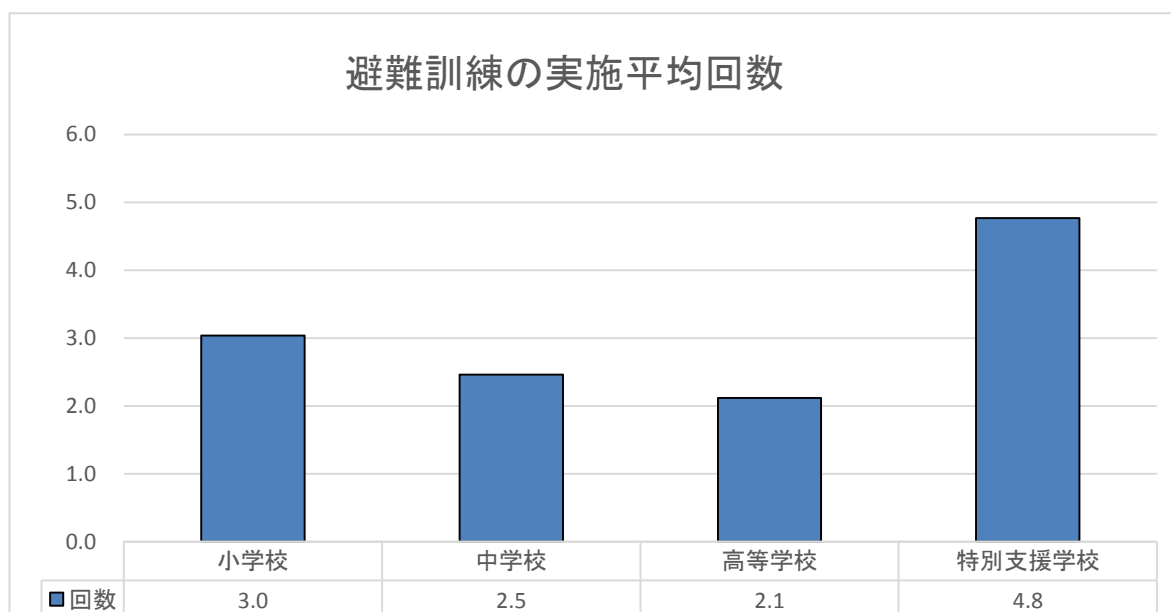


2 避難訓練の実施

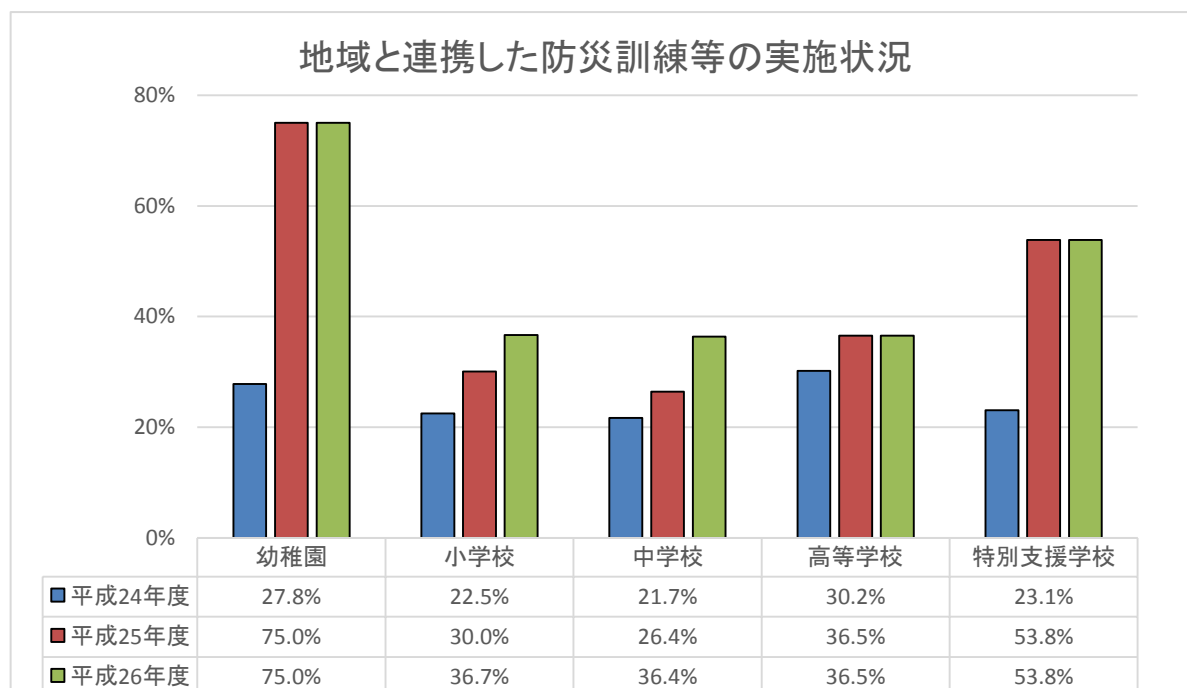
(1) 避難訓練実施時間帯



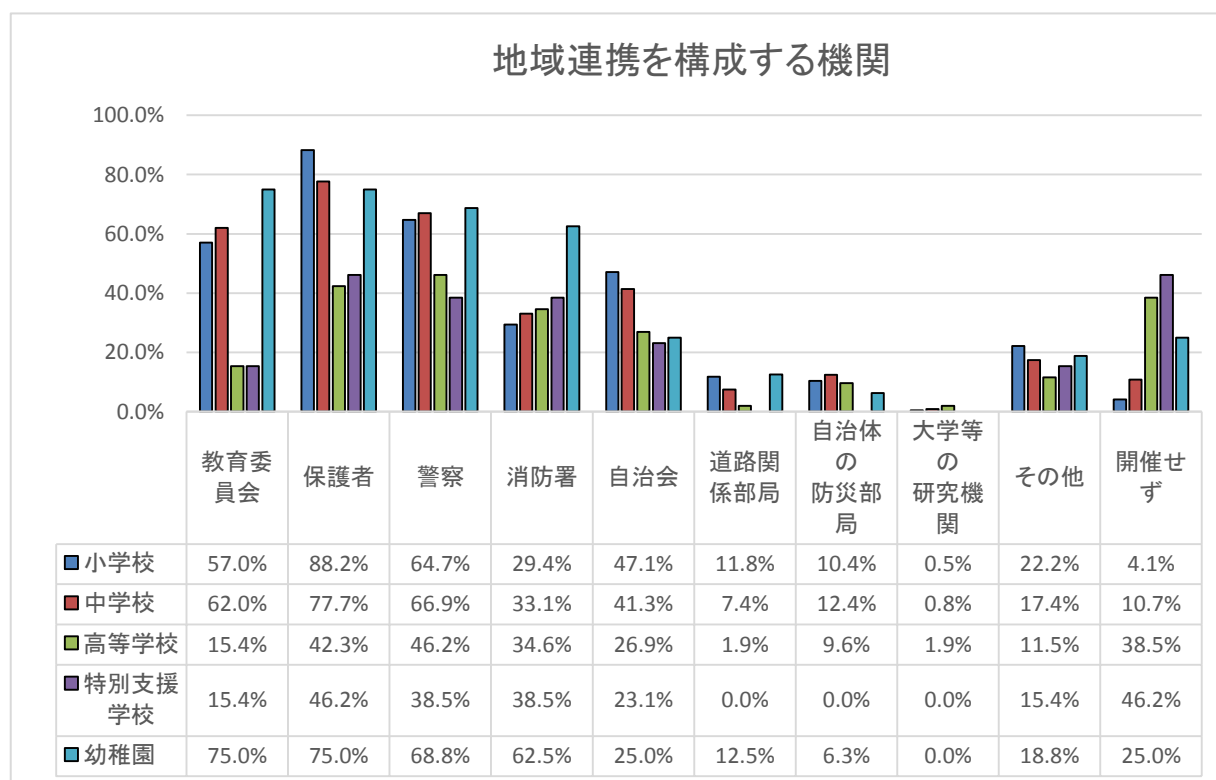
(2) 防災避難訓練平均実施回数(H26)



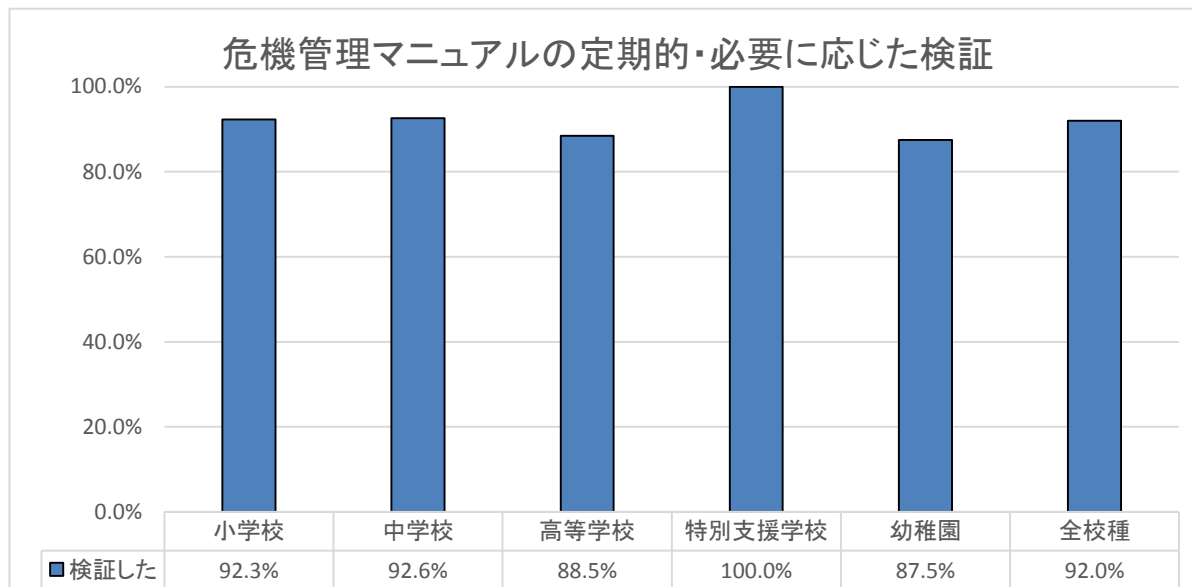
3 地域と連携した防災訓練等の実施



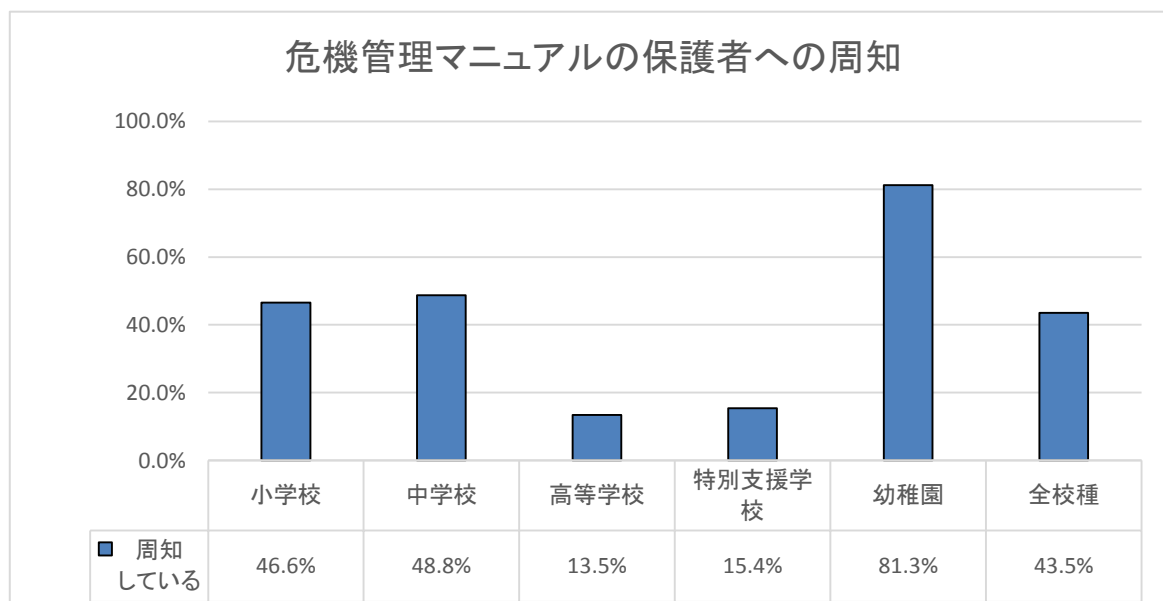
4 地域の関係機関との連携(H26)



5 危機管理マニュアルの検証(H26)



6 危機管理マニュアルの周知(H26)



事業の総括と次年度の展望

東日本大震災から早いもので4年が経過しましたが、いまだに余震とみられる地震が続いております。東日本大震災などの地震災害や豪雨・台風等による土砂災害、火山の噴火など自然災害が相次ぐなか、災害からどう身を守るかを学ぶ「防災教育」の充実が求められております。

本県におきましても、これまで以上に防災教育の推進が重要であると認識し、従来の取組に加え、「地域住民参画による新たな防災教育システムの構築」、「関係機関・団体と連携した、地域の実態に即した防災教育体制の整備」など、新たな方向性や視点からの取組が期待されております。

こうした中、今年度は「地域連携」をキーワードに、自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒の育成を目指し「災害安全関連事業」を展開してきたところでありますが、平成26年度に予定した事業を概ね終了することができました。

防災教育において、自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成したり、支援者となる視点から、「安全で安心な社会づくりに貢献する意識」を高めたりするには、理科や社会科、保健体育科等の各教科において、災害の原因となる現象の理解や安全な社会づくりを担う関係機関の役割、応急手当等の知識や技能のみならず、道徳における道徳的価値の涵養（かんよう）や特別活動における実践的な活動、総合的な学習の時間における教科横断的な取組を行えるようにすることが重要であります。

現行の学習指導要領等においては、安全に関する知識等の学習については生活科や社会科・地理歴史科・公民科、理科、体育科・保健体育科、家庭科、技術・家庭科等を中心に扱われており、安全を確保するための行動等の指導については特別活動を中心に行われています。また、社会貢献の意識等については社会科・地理歴史科・公民科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動で扱われることが多くなっております。

防災教育については、こうした各教科等の特質に応じて学校の

教育活動全体を通じて適切に行うよう示されておりますが、各教科等が安全教育で果たすべき役割や、各教科相互の関係性、重点的に指導すべき事項などが、学習指導要領上必ずしも系統的に整理されておらず、学校における教育が効果的に実施できていない状況を学校訪問を通じて見取ることができました。

こうした課題を踏まえ、一昨年県教委で作成した「学校における防災の手びき」を参考に、防災教育の内容が系統的に整理されるよう、学校訪問に加え、各種研修会等においても各学校に働きかけるとともに、各教科目標と防災教育の目標（各発達の段階における防災教育で目指す幼児児童生徒の姿）との関係性についても併せて確認をしております。

また、特別活動においては、学級活動や学校行事において災害安全に係る内容が含まれているものの、発達の段階や地域で生活する上で想定される災害等の危険に応じた指導を行うに当たって、必ずしも十分な時間が確保されているとは言えず、学校によってその取組状況に格差が出ております。

このような課題を踏まえ、次年度の事業実施に当たっては、各教科における時間の確保を含め、全ての学校において必要な安全教育を実施することができるよう何らかの改善のための工夫を促す必要があると考えております。

今後とも、東日本大震災の課題や教訓、その後も発生している台風や大雨等による土砂災害、火山災害等の課題も踏まえ、防災教育について重点的に内容を充実させていくことが重要であります。特に、市町村等から出される災害に関する様々な情報や活用する方法について理解することは、自らの命を守る上で不可欠であり、小学校の段階から発達に応じて適切に行われることで、自助の考え方が定着していくと考えられます。また、幼稚園や保育所の段階においても、教職員や保護者等大人の援助の下で、何が危険であるかを理解し、体験を通して安全についての構えを身に付けていくことは、その後の防災教育の基盤づくりにつながり、重要であります。特に、昨年3月にリニューアルオープンした「県防災学習館」を活用した体験型の防災学習を、各校には積極的に取り入れていただきたいと思います。

また、防災教育の効果的な推進には地域との連携が不可欠です。各地域の地名には、過去の災害教訓を踏まえたものも少なくありません。代々語り継がれてきた災害教訓等の地域教材の活用は、児童生徒等の意欲の向上につながり効果的です。

東日本大震災以降、学校の特別活動等における避難訓練では、児童生徒等が自ら主体的に危険を回避して避難する実践的な取組が行われるようになってきました。しかし、そもそも避難訓練は消防法で定められた防火管理者が児童生徒等を安全に避難誘導するために行う教職員の訓練であり、児童生徒等が危険を予測できる力や的確に行動できる力を身に付けることを目指した特別活動等の教育活動とは目的が異なります。各学校においては、教職員が主体となる避難訓練と児童生徒等の学習として行う防災活動の趣旨や目的について整理をした上で訓練を実施していただくようお願いします。

なお、特別活動等において、児童生徒等が危険を予測できる力や的確に行動できる力を身に付けることを目指した訓練を実施する際は次の点に留意してください。

- (1) 各学校等において、防災教育が適正に行われ期待される教育の成果が出ているのかは、つねに検討されていなければならない。

県内の多くの学校では、地域住民等と合同で避難訓練を実施しているが、日頃の防災教育の成果がどのようにこの合同訓練等における児童生徒の行動に生かされているのかを、客観的に地域の人々から評価してもらうという、「評価手法」を取り入れることを検討する。

- (2) 年間を通して計画的に避難訓練を行い、指導を徹底させているか見直しを行う。

- (3) 避難訓練で想定する災害は、火災だけでなく、地震・風水害等を含めて変化を持たせ、子どもの防災能力を高める工夫をする。(体験的学習の活用)

- (4) 子どもを校舎外へ避難させる場合の誘導法、隊形等について具体的に指導する。
- (5) 教師の指示や子どもの最初にとる行動を明確にする。
- (6) 通学路を調査し、地震等の想定される自然災害に対し適切な行動がとれるよう指導する。
- (7) 心身に障害のある子どもには個別に対応し、安全の確保をする。

最後に、これからの時代に、安全教育を通じて子供たちに求められる力を育むためには「何を知っているか」のみならず「何ができるか」を重視した教育課程が必要です。

「学校安全の推進に関する計画」（平成24年4月閣議決定）においては、発達の段階に応じた安全教育によって、以下のような能力を育むことが重要とされています。

- (1) 日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにすること
- (2) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにすること
- (3) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるようにすること

本県における急速な少子高齢化の進展は、学校と地域社会のつながりや支え合いによるセーフティーネット機能の低下を招いております。学校教育、地域教育、家庭教育を三位一体と捉え、保護者や地域住民、設置者の異なる学校間、その他の関係機関など、多様な関係者と連携する方策を構築し、安全のためのネットワー

クを重層的に構築する必要があると考えます。

学校安全は、安全教育と安全管理、組織活動という三つの主要な活動から構成されていますが、安全教育と安全管理の両者の活動を円滑に進めるためには、組織活動の充実を図っていく必要があります。

学校保健安全法においては、各学校において学校安全計画を作成・実施することが義務付けられており、その計画中には、施設設備の安全点検、安全に関する指導や教職員の研修等を含めることとされています。各学校においては、その環境や児童生徒等の状況に応じ、安全管理や安全教育相互の有機的な関連を図りながら推進していくことが求められており、そのためには既存の地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール（学校運営協議会）、学校支援地域本部等をはじめ、地域のパトロール隊やスクールガード（学校安全ボランティア）等と連携し、安全教育の充実に応じた安全管理の在り方についても検討していく必要があります。

平成27年度は、「学校安全推進事業」の取組を更に充実させるため、「学校安全推進委員会」を教育庁内に新たに設置し、各方面の有識者に意見を求めながら事業の方向性を定めるとともに、運営面でも協力を得たいと考えております。

災害安全の領域だけでなく、生活安全（防犯含む）・交通安全も加えた学校安全三領域における安全教育活動が、県内全ての学校で更に充実するよう、引き続き「学校安全推進事業」の推進につきまして、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これからの学校安全の考え方につきましては、秋田県の学校体育・学校健康教育資料集第57号（平成27年3月発行）の91ページから99ページに掲載（参考資料含む）しておりますので参考願います。

平成27年3月
秋田県教育庁保健体育課
防災教育・安全班